

(第一類 第二号)

衆議院

法務委員会

会議録第八号

三月三十一日

四月一日

同日

(一三六)

平成二十六年四月一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江崎 鐵磨君

理事 大塚 拓君

理事 ふくだ峰之君

理事 吉野 正芳君

理事 西田 讓君

理事 青山 周平君

理事 池田 道孝君

理事 大西 英男君

理事 小島 敏文君

理事 今野 智博君

理事 岩谷 錦木 貴子君

理事 平口 奥野 谷垣

理事 近藤 正春君

理事 安森 智司君

理事 同日

のときに私の名前も党の方の座長ということでお出しをいただいたわけでございまして、これは私もせにやおえんな、こういうことでちょっとその続きと申しますか、いろいろさせていただきたいと思つております。

資料が配付されていると思ひますけれども、私

の方で作成をいたした資料でございます。いろいろなことが書いてありますので、質疑の合間に眺めていただければいろいろ発見もあるのではないかなど。また、私の質疑の中でもここをざらんくださいということで見ていただくこともあると思ひますので、お日通しをいただければと思ひます。

多分きょうはいろいろ質疑が、通告はもちろんさせていただいていますし、それにできるだけ沿うようにいたしますが、時間の関係そのほかでいろいろな質問が出るかもしれません。適宜対応いただければと思つておりますので、どうぞ聞いておいていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

さて、では死因究明を何でしなければいけないのかなというところから話をしたいと思います。

法務省の所管でございますが、戸籍法という法律がござります。この第八十六条に、死亡の届け出について規定がありますが、その②というところです。「届書には、次の事項を記載し、診断書又は検査書を添付しなければならない。」こういふことになつておりまして、要するに死亡届を出す、そこに死亡診断書ないし死体検査書がついている、そこにドクターがなぜ人が亡くなつたのかといふのを書く欄があります。

それは戸籍法に規定をされているわけですけれども、戸籍法を所管する法務省として、なぜ診断書とか検査書を添付しなければならないといふうにしているんでしようか、教えてください。

○谷垣国務大臣 今、橋本委員おつしやつたように、戸籍法はそのように定めているわけですが、これは人が亡くなつた場合、戸籍に死亡した日、

死亡した時間、それから死亡した地、場所です。地等の記載がされて、その死亡の事実が公証される、公に証明されるという仕組みになつてゐるわけですが、そこで、そういう事項を証明する資料として、死亡診断書あるいは死体検査書の添付を求めて、戸籍の記載内容の真実性を確保しよう、こういう趣旨だらうと思います。

○橋本(岳)委員 ありがとうございます。

だから、法務省は、逆に言うと、死亡診断書などで必要な記載項目というのは死亡日時と死亡した場所、地だけだという話でありまして、では何

で、なぜ亡くなつたかという死亡に至る経緯を書く欄があるのか、なぜそれを調べなければいけないのかという話になりますが、これは法務省の所管なんですか。

○高島政府参考人 お答えいたします。

死亡診断書や死体検査書の作成につきましては、厚生労働省が所管しております。その中で、死亡に関する医学的、客観的な事実を正確に記入するよう指導しているところでございます。

○橋本(岳)委員 ちょっと意地悪な質問をしました。

厚生労働省さんが要するに死体の亡くなり方、人の亡くなり方については所管をされているといふこととて御答弁があつたわけでありまして、まさ

り、正確に書かれるべきということで指導されていました。そうなんですよ。

ただ、では、正確に書かれるべきということ自体は「ごもつともだ」と思ひますけれども、実態はどう

うなのかなという話で、ちょっと参考資料の方を見ていたときだいたいと思ひます。

三枚めくついていただきまして、右下に十二といふ数字がある、円グラフが四つ並んでいるところがございます。「解剖率の多寡により死因は変わること」という見出しがついておりまして、東京都の二十三区、監察医務院が機能している、監察医制度がある、解剖率二一%のところと、東京都のそ

れ以外、多摩・島嶼部、ここは解剖率は五・五%と明らかに違うわけですけれども、そこで、書かれる死因が違つてゐるよねというグラフが出ております。これは東京都監察医務院の資料よりつく

ります。

いろいろ指摘がありまして、不慮の事故死が多

摩・島嶼部の方がちよつと少ない、これはそういうものが見逃されて病死扱いになつてあるんじや

ないですかという指摘があつたり、病死の中でも循環器系疾患の割合が少し高い、要するに、ほかの死因かもしれないところをそういうふうな扱いをしてしまつてゐるのではないかというようなこ

と。

あと、私は、資料には指摘がなかつたんです

が、グラフを眺めていて不思議だつたのが、解剖率が高い東京都二十三区内の方が、死因不詳といふ記載があるんですね、四・八%。解剖率が低

い、要するに検察だけで、あるいはほぼ恐らくこ

れは記載されているであろう多摩・島嶼部の不詳率といふのが〇・五%で、少ないんですね。多

分、解剖をしてわからなかつたということはある

んだと思ひます。その結果として不詳になつた四・八%という方が実は正しいんだと思うんですね。逆に言うと、解剖率が低いところは違う死因がついているんじゃないかなという可能性が指摘をされるようなグラフなのではないかなと思つて

いるわけであります。

だから、そういう意味で、厚労省さんは、正確に記載されるべき、客観的に、こういうことも書いておられますのが、実のところどうなんですかと

いうことが問われるわけであります。

それから、もう一個グラフを見ていただきたい

と思いますが、十二のグラフの右上、十三の「医療現場では費用持出しでA-i施行」という横棒

グラフが並んでいるところがございます。A-iと

いうのは、死亡時画像診断ということで、亡く

なった御遺体に対しCTだとMRIで画像

を撮つて死因を調べようということですけれども。

何というか、ドラえもんのび太君の答弁かと思ひました。目標を立てます、やりますと言つて

おいで、では、二〇%、何でできていませんですか、ドラえもんがやると思つていています、そんな話

日本医師会の調査によると、結構な割合の施

設、調査に回答した施設の中ですから、その割合に意味があるかというとあれですけれども、た

だ、八百七十六の施設がやつたことがあります。そして、どのような場合にありますかというと、一番多いのは「治療中の患者以外の救急搬送後」であり

ます。

要は、救急車で突然患者が来るわけです。いろ

いろな処置のかいなく亡くなつてしましました。そうすると、死亡診断書を病院は書かなければいけませんが、それまでの経緯がわからぬんです。とにかく救命処置を一生懸命しました、だけれども救えませんでした。そういう人が多い中

で、しようがないので、現場では、CTでも撮つた。大変失礼をいたしました。

厚生労働省さんが要するに死体の亡くなり方、人の亡くなり方については所管をされているといふこととて御答弁があつたわけでありまして、まさ

り、正確に書かれるべきということで指導されていました。そうなんですよ。

ただ、では、正確に書かれるべきということ自

体は「ごもつともだ」と思ひますけれども、実態はどう

うなのかなという話で、ちょっと参考資料の方を見ていたときだいたいと思ひます。

三枚めくついていただきまして、右下に十二といふ数字がある、円グラフが四つ並んでいるところがございます。「解剖率の多寡により死因は変わること」という見出しがついておりまして、東京都の二十三区、監察医務院が機能している、監察医制

度がある、解剖率二一%のところと、東京都のそ

れ以外、多摩・島嶼部、ここは解剖率は五・五%

と明らかに違うわけですけれども、そこで、書か

れる死因が違つてゐるよねというグラフが出てお

ります。これは東京都監察医務院の資料よりつく

ります。

いろいろ指摘がありまして、不慮の事故死が多

摩・島嶼部の方がちよつと少ない、これはそういう

ものが見逃されて病死扱いになつてあるんじや

ないですかという指摘があつたり、病死の中でも循環器系疾患の割合が少し高い、要するに、ほかの死因かもしれないところをそういうふうな扱いをしてしまつてゐるのではないかというようなこ

だいております。

そういう地域、政令指定都市内でやる事業について都道府県が所管する、そんな事業というのは余りないと思うんですけれども、その辺の所感を教えていただけますか。

○門山政府参考人 お答えいたします。

ただいまお尋ねにありました監察医制度のようない形で、府県の中の特定の政令指定都市の地域のみを対象にいたしまして府県の知事が事務を行うという形は、恐らく歴史的な沿革によるものだらうというふうに考えております。

総務省として、完全に全ての制度について類似がないかというところを確実には申し上げられます。せんけれども、探しましたところで類似の仕組みといふのは見当たらなかつたということです。

○橋本(岳)委員 類似のものは見当たらなかつたということですから、余り例がないということは言えるんだろうと思うわけですね。

よく言うじゃないですか、県庁所在地の政令市と県で余り仲がよくないとか、そこは、いろいろな事例はあるんだと思うんですね。やつているんだと当然思いますが、少なくとも、所管がねじれていることで、どのぐらい力が入るかというのは変わってくるようなこともあるんじゃないかと思うんですね。

これはちょっと何年の資料だから書いていないんですけれども、昔の厚生労働省さんの「監察医制度の現状について」という資料ですが、例えば愛知県名古屋市、平成二十三年中で、検査数六体、解剖数六体ということになっていますね。名古屋市は人口密集地域、それは間違いないです。それで、六体の解剖をしましたということで、一体どこのぐらいの意味があるんだろうという話があつたみたいなのもあるんだ思いますが、先ほど話とあわせて、やはり解剖率をどうするのか考

えるべきだと思いますが、検討会の報告ではどのようになりますか。

○安森政府参考人 お答えいたします。

現在、検討会において、御指摘のねじれ状況とされる体制づくりを求めていく中で、厚労省としても監察医制度のあり方というのを改めて検討していくくという方向で今議論が進んでいます。

以上でございます。

○橋本(岳)委員 先ほどの目標の話とあわせて、ぜひきちんと目標を持つて、それをどうするのか、という方向で御検討いただきたいと思います。

次の話に行きます。

これも委員の質疑で出てまいりました、警察庁が法医学教室に対する司法解剖実施経費の値下げの提案をされているという御指摘がありました。

では、法医学教室の状況はどんなものかというところで、また資料の方を見ていただければ、先ほどの、解剖率の多寡により云々というものの上、

十一ページのところですね。グラフはないんですけど、文字ですけれども、警察庁の報告書によるところ、司法解剖、行政解剖に従事する医師の数、百七十人ということになっています。当然ながら大都市に多いわけで、地方に行くと、岡山県一人とか広島県何人とか、そういう世界であります。

法医学会から提言が出ていまして、「献身的努

力によってどうにか維持されているのが現状である」とか、「現状のまま推移し」「政府の積極的な施策がない場合には、近い将来、各法医学教室において現在行われている法解剖率が、十分に実施できない状態に陥る可能性がある。」こういう悲鳴に近い提言まで出ているという現状があるわけですね。

その中で、警察庁さんから各種検査の今の単価

がとうござります、本当は解剖もいただきましたが、たんすけれども。

それで、現状に合わせて、数もふえているので、減価償却だとかそういうことも見直しをするということです。時間がなくなつてしまひましたので、文科省さんで聞きたいと思います。法医学教室がちゃんとあるかどうか、うまく回つていております。ちょっと、ここはもう質疑を割愛します、時間がなくなつてしまひましたので。

それで、文科省さんで聞きたいと思います。文科省さんの責任だと思うんですが、こういふ話をされているということについて関心を持つべきではないですか。知つておられましたか、私が通告するまで。

○吉田政府参考人 大学の法医学教室におきまして、警察からの委託に基づきまして司法解剖を行つてある事例、これは年々増加傾向にござります。平成二十年度におきましては六千七百三十六件でございましたけれども、平成二十四年度におきましては九千二十四件という形でござります。

それに伴いまして、法医学教室の教員の負担が大幅に増大をしているというところでござります。

私たちとしては、大学の本来業務である教育研究等に支障が生じないように、業務負担に見合つた十分な委託経費が措置されるべきだというふうに考えておりまして、司法解剖経費の見直しに関する検討状況については大いに関心を持っているところでござります。

○安森政府参考人 お答えいたします。

死因究明等を進めていく上に当たっては、政府の取り組みとともに、地方における取り組みが重要であり、かつ、その連携が大切なんだろうと考えております。推進法では、死因究明とは、死体について、検査、検視、解剖その他の方法によりその死亡の原因などを明らかにすること、そして、死因究明の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題とされたところでございます。

検討会におきましては、政府からいわゆる地方における取り組みの支援、すなわち検査、検視、解剖など、それぞれの機能、体制に対する各省庁からの支援策というものを今検討しておる最中でございます。先ほど申し述べましたが、その具体的な内容がまだまとまっておりませんので、確定的に申し上げることができないのが現状でござい

ん、まず教育機関としての意味もありますが、ほぼこういう解剖制度によって運営が支えられてるという面もあるわけあります。ほかのゼネコン業者みたいに、官公庁受注の単価が下がつたから民間で頑張りますとか、そういうわけにいかないわけですね。だから、そういう意味で、きちんとした維持ができるようという水準で、その検査の単価あるいは解剖の単価、そうしたものを見直しをするといふことは、やはり大学を所管されてかどかということは、やはり大学を所管されていましたが、これも委員の質疑で亀岡大臣政務官が答弁をされました。地方の体制について、しっかりと国が責任を持って実施できる体制をつくるという趣旨のお話をされました。

地方自治体なり地方のいろいろな機関に何かをさせると、いうときに、やつてくださいというお願ひをするだけで物が動くかというと、動かないと思いませんよ。きちんと法律に基づくなり、あるいは補助金を出すなりするというようなことが要ると思いますが、そうしたことについて御検討されているんでしょうか。

さて、もう一点、時間がだんだんなくなつてしまつたが、これも委員の質疑で亀岡大臣政務官が答弁をされました。地方の体制について、

しっかりと維持ができるようという水準で、その検査の単価あるいは解剖の単価、そうしたものを見直しをするといふことは、やはり大学を所管されてかどかということは、やはり大学を所管されていましたが、このようにいふわけですね。だから、そういう意味で、きちんとした維持ができるようという水準で、その検査の単価あるいは解剖の単価、そうしたものを見直しをするといふことは、やはり大学を所管されてかどかということは、やはり大学を所管されていましたが、このようにいふわけですね。だから、そういう意味で、きちんとした維持ができるようという水準で、その検査の単価あるいは解剖の単価、そうの

○橋本(岳)委員 では、まだ検討中ということですか、しっかりと検討していただきたいと思いますし、さつきの解剖目標という話がありました。これはこだわりますけれども、もちろん解剖するのが全てだと思っていません。しかしながら、何の検査もしないで、検査の手段がなかつた戦前とか戦後とかの、それこそ死体解剖保存法ができたころの話であれば、検査をして解剖するのは、もうサンプル的にしかしようがないよなということはあり得たと僕は思います。しかしながら、今さつき言いましたA-Iというような、画像で遺体に傷をつけないで物を調べるとか、あるいはいろいろな薬毒物の検査とか、そんなこともできる。警察が必要だと思っていると思いますけれども。警察が必要だと思つたのをやるというところじゃなくて、検査をしてから、これは司法プロセスなのかそういやないプロセスなのかというのを本来は調べるべきなんだろうと私は思つていて、そういうものを目指すために、解剖率、本当は五〇%にしたいけれども二〇%という話が出ているのが、二〇%の経緯なんですね。その思いはぜひ酌んでいただかなければ、いつの間にか目標がうやむやになつて消えていて、必要なことをできるようにと言つていただけでは物事は前に進まないんですよ。

きょうは、せつかくこうした場で御質問の機会をいただきましたので、行刑について、若干当局の方にお伺いをして、その後で、大臣、副大臣、政務官、それから御意見を賜れればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まず、私自身も弁護士を七年ほどしておりまして、刑事弁護を、百件まではいきませんけれども、何十件かやつてまいりました。その中で、弁護士活動というのは基本的には判決が出た段階で終了ということで、実際、受刑者になった方が刑務所内でどのような生活を送っているのかというところまでは、いろいろ受刑者からの手紙等で知る程度で、実際にはよくわからないということもございます。

私自身、選挙区内を回っている中で、再犯者率の上昇ということがニュースなどで報道されまして、地元の方から、多分これは映画などの影響だと思うんですけども、刑務所の中で実際受刑者ははどういう生活を送っているのか、野球とかをやっているんじゃないかというようなイメージを持たれている方も結構いまして、まず、質問に具体的に入る前に、刑務所内の受刑者の日常生活をちょっとと当局の方から御説明いただければと思います。

○西田政府参考人 お答えいたします。

受刑者の食事とか就寝、その他の起居動作の時間帯については、法令に基づきまして、各刑事施設の長が定めるということにされております。受刑者はこれに従って生活するわけですが、トイレを済ませまして、朝の人員点検を受け、その後、朝食をとりまして、居室を出まして、彼らが働く作業をする工場に向かいます。工場に向かって、入りました後は、準備体操ですか、あるいは作業上の注意事項を確認するなどしまし

て、午前八時に作業を開始いたします。

作業はおおむね午後四時四十分まで続けられますが、それでも、この間に、昼食時間及び二十分以上の休憩時間のほかに、毎日三十分以上の運動時間が設けられておりまして、さらに、入浴のある日週二日ないし三日でござりますけれども、この入浴日には入浴も行われます。また、この時間帯に、各種職業訓練と改善指導などのほかに、医務の診察ですか、あるいは家族との面会なども行われるようになっております。

作業を終了いたしましたと、今度は居室に戻りまして、朝と同じ方法で夕方の人員点検を受けた後に夕食となりまして、午後六時ぐらいからは余暇時間ということがあります。この余暇時間は、通信教育等の自習時間に充てたり、テレビやラジオを聞いたり、あるいは読書をするなどして、彼らが自由に過ごすという時間帯でございます。それで、午後九時になりましたら就寝ということになつております。

一日、おおむねそういう時間帯でございます。

○今野委員 ありがとうございます。

私も、刑事弁護の中で、再犯者の方を何名か弁護したことがありまして、刑務所での生活というのは非常に厳しいんだというような話を聞いたこともあります。ただ、なかなかそれが犯罪、再犯などというふうに感じております。

刑務所での生活を、どういうふうに処遇プログラマをするかというのは、昔から、刑罰の意義といいますか正当化根拠の議論の中でも、目的刑論ですとかあるのは応報刑論というようなものがあります。

ただ、日本の中では、そういった議論は脇に置いて、両方とも折衷した中で刑罰を科すんだというふうなことが通説かなと感じておりますが、刑務所内での受刑者一人当たり、年間かなり多額の費用がかかる生活を送られているわけですね。

これが更生に結びつかなければ、やはり国家としては非常なマイナスですし、我々一般社会でも暮らす住民にとっても、再犯者率をいかに下げて

治安をよくしていくか、本当に犯罪のない社会を築いていくためには必ず必要だろうというふうに思います。

先ほど矯正局長に御答弁いただきましたけれども、実際、刑務所の中では、本当に朝早く起きて刑務作業等に従事するということが日課になつて、職業訓練ですか、あるいは、さらに進んで資格を取得するとか、そういうことを行わせる機会もあると思います。そういうふたつの職業訓練あるいは資格の取得がどの程度実際の刑務所内でのプログラムの中に組み込まれているのか、こちらにつても当局の方から御答弁をお願いいたします。

刑務施設、刑務所等における職業訓練といふものは、受刑者に職業に関する免許とともに資格を取得させまして、または、職業に必要な知識及び技能を習得させるなどを目的としております。

○西田政府参考人 お答えいたします。

職業訓練を充実させることは、受刑者の改善更新ですか円滑な社会復帰を図る上で極めて重要と考えております。現在、刑務所においては、ホームヘルパー科、情報処理技術科、フォークリフト運転科等の職業訓練を実施しております。ホームヘルパー科、情報処理技術科、

職業訓練を充実させることは、受刑者の改善更新ですか円滑な社会復帰を図る上で極めて重要と考えております。現在、刑務所においては、ホームヘルパー科、情報処理技術科、

延べで一万四千六百七十八人ということになつております。

また、刑務所において職業訓練によつて取得できる資格につきましては、介護職員初任者研修修了、あるいは情報処理技術者、危険物取扱者、理容師と多岐にわたりております。平成二十四年度の資格、免許等の合格者数は延べで六千四百六十四人というふうになつております。

以上でございます。

○今野委員 ありがとうございます。

御答弁いただきましたように、職業訓練を受講されている方、あるいは資格を取得されている方

ただ、これは私の弁護士時代の再犯者の方と接したときの感覚ですが、ちょっと具体例を挙げますと、その方はかなり窃盗の常習ということです。

それこそ若いころから刑務所を行つたり来たりして、本当に、一般的の社会で過ごす期間というのが、その方の年齢はもう六十を過ぎていますけれども、五年間にも満たなかつたんじやないかというふうな方です。

その方はよく熊手を盗む。熊手を盗むというのは、高価な熊手を盗むというわけじゃないで、地元のスナックとかに行くと、熊手にお札をかなり入れてあります。それを夜間に侵入してそのまま持つてきてしまふというようなことで、常習者として窃盗を繰り返していた方です。かなりの長期間刑務所にいたはずなんですが、そういうふたつの職業訓練ですとかあるは取得した資格が、では実際、実社会に出て活用されているのかどうか。

本当に、刑務所内で訓練を受けた、あるいは教育を受けたというだけで終わつてしまつて、なかなか実社会でそれが生かされていないんじゃないかなというような実態を感じていて、どの程度これが実社会の就労に結びついているのかということを御答弁いただけますでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、刑務所における職業訓練と申しますのは、受刑者の勤労意欲を高めて、職務上の有用な知識とか技能の習得に役立つものでございます。したがいまして、出所後の就労についても非常に有効に結びつくというふうに考えております。ただ、刑務所を出所した受刑者全員に対しまして、刑務所での職業訓練や資格が就労に直接結びついたかということを追跡調査するというのがなかなか難しくございまして、把握できていないのが実態でございます。

ただ、職業訓練受講者と非受講者、受講していない者の再犯状況を比較しましたところ、平成二十年中に出所した受刑者の平成二十四年までの再犯率、再び刑務所に来た率を申し上げますと、職

業訓練受講者が約二三%であるのに対しまして、非受講者は四一%ということになつております。

この結果を踏まえますと、さらに職業訓練の効果を検証しまして、再犯防止に資する職業訓練の種目とか内容を改善していかなければならぬというふうに考えておりまして、あわせて、職業訓練を受講した出所者の就労状況を把握することもまた重要であるかと思つております。

今後とも、私どもだけではできませんので、更生保護官署等の関係部局と連携を図りながら、出所後の就労状況等について情報把握をしたい、そのための方策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○今野委員 ありがとうございます。

これは本当に把握している数字だけでもかなり差が出てくるのではないかなどというふうに思ひます。

実際、私自身も刑事弁護をする中で、そういう再犯の方というのは、何度も犯罪を繰り返して刑務所を出たり入ったりしている中で、家族からもそれこそ見捨てられるような形で身寄りがいなくなつてしまつて、当然友人とかそういう人もいない、社会の中へ頼りになる方がいなくて、情状の証人を探すにも本当に一苦労する。

要は、根っからの犯罪志向者といいますか、そういう方というのは、仮に、いるのかもしれませんけれども、ごくごくわずかだ。再犯をされて刑務所を出たり入ったりする方も、私なりに考えるのは、社会との交流、接点、あるいはお世話になつた人とのつながりとか、そういうものがまた走つてしまつ。本当に、刑務所でのつらい生活を重々経験したにもかかわらず、そういう形で

犯罪に手を染めてしまうというのは、そういう原因が一つ大きなものとしてあるのかなというふうに感じています。

先ほど御説明いただいた中で、職業訓練が職業に結びついていけば、今の日本の再犯者率もかなり下がっていくのではないかということを考え、いまして、今後再犯防止ということで法務省を挙げてやつていく上で、まさにそれを中心として考えていく必要があるのかなと。

では、実際、職業訓練あるいは資格の取得を就

労に結びつけるために、今後、法務省としてどの

よう

か、

具

体

的

に

御

意

見

を

考

え

て

お

も

う

と

思

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

す。

先ほど、ハローワークへ展開方法を変えました。職業案内をハローワークへ出します、そういうことを矯正局長が御答弁したわけありますけれども、そういうこともしております。あるいは、協力していただいた就労支援企業に対しても謝金をちゃんと出していかなければいけないということも必要だろうと思います。これは、具体的にはまだまだ少ないので、もつと来年からやそうということで今動いております。こういう形で、できるだけ社会へ復帰できる環境づくりをしていくというのが我々の考えるべき一つの手順。

それからもう一つは、先ほどちょっと刑務作業の話がされたと思うけれども、私は、何ヵ所か見てみて、あんな刑務作業じゃ戻りたくなるよ、こういうふうに感じるんです。だから、本当に厳しい作業をして、やはりあの刑務所にはもう戻りたくないというような意識を持つてもらうことも必要だろうと思います。

いろいろなことを考えつつ、多くの人に協力していくだけのようなプログラムを我々としてまだまだ開発しなくてはいけないことがたくさんあるというふうに感じているのが、今の所感と言われれば、そういうふうに感じるところであります。最後になりますけれども、今、自民党の中で、刑務所出所者等就労支援強化特命委員会というのをやっていまして、五月の終わりまでは全部答えを出そうということを考えて動いているわけでありますけれども、こういうグループともしつかりと手を組みながら、我々として積極的に進めていきたい、こういうふうに思っています。

○今野委員 ありがとうございます。法務省、あるいは他省局とも連携を図りながら推進していただければというふうに思っています。

これまでの議論とはちょっと視点を変えて、では、今、刑務所内で喫緊の課題として、よく報道でもされていますが、矯正医官が圧倒的に不足を

している。受刑者だから、そんな医療なんてといふ方も周りにいますが、やはり病気やけがで満足な職業訓練を受けられないですか、あるいは、ますけれども、そういうことを矯正医官が受けられなければ全く意味がありません。まずは、心身ともに健康な状況でしっかりと刑に服して、職業訓練を受け、そして社会に復帰をして更生させるというのが国家の役割でもあるのかなというふうに思いますが。

その中で、医官がいないために、外部の病院に連れていくと、警備の費用とかで、医官を厚遇する以上の費用が余計にかかるてしまうというような話を聞いています。それだと、まさに本末転倒になってしまいますので、この矯正医官の不足について、今後、法務省としてどのような対策を喫緊の課題としておとりいただけるのか、ぜひ谷垣大臣にお答えいただければと思います。

○谷垣国務大臣 矯正医官が本当に不足して、矯正医療がもう非常にぎりぎりのところまで来ています。私は思つております。

それで、今委員もおつしやいましたけれども、矯正施設は、国家権力でもつて人の自由を剝奪して、そこに入れておくわけですから、社会の一般的な医療水準から照らして適正な医療をきちっとやつていくというのは国家の責務でもあるうと思いませんが、さらにそれを超えて、委員の御指摘のとおり、社会に戻ったときに、再犯防止という観点からも、社会の中できちんと対応していくだけの健康状態というものを確保するということは、私は重要だろうと思います。

そこで、いろいろなことで足らなくなつているわけですが、去年の七月に、医師や弁護士等外有識者検討会というのをつくりまして、さまざま見地から検討いただきました。

その報告書には、やはり矯正医官の給与水準とその生きがいとして医療技術が落ちていくという

ようなことではなかなかできない、だから医療技術の維持向上のための研修とか研究のあり方、機会、こういうものをどうするか、あるいは、公務員ですから、兼業というものは非常に制限され

ことあります。したがって、ボランティアの方々が非常に重要な更生保護の任務を負うという

ことで、現実問題としていろいろと負担が大きくなっています。

こういつたようなことを踏まえて、法務省としてもいろいろ努力をしているんですけども、近

年、残念ながら保護司の数が減少傾向にあるのも事実でございます。

今法務省が一番力を入れておりますのは、更生保護サポートセンターの設置ということです。

そこで、保護観察の対象者をベテラン保護司と複数で担当する、こういったようなこともあります。

最後に、ちょっと時間がなくなつてしまつたん

ですが、そういうふうに刑務所内での処遇プログラム、それがまた社会に出たときに、今度は、今後、刑の一部執行猶予制度も始まりますので、保護司さんにかなり大きな期待といいますか、かかると思います、また負担もかかると思います。た

だ、一方で保護司の不足等も言われていました、そちらについてもきちんと手当てをしなければいけないと感じておりますが、今後、そういうふうに保護司さんの活動を支援するために、法務省としてお願いいたします。

そこで、いろいろなことで足らなくなつてい

るわけですが、去年の七月に、医師や弁護士等外

部の有識者から成ります矯正医療の在り方に関する有識者検討会というのをつくりまして、さまざま見地から検討いただきました。

その報告書には、やはり矯正医官の給与水準と

いうものも改善する必要があるとか、やはりお医者

の生きがいとして医療技術が落ちていくという

ことがあります。したがって、ボランティアの方々が非常に重要な更生保護の任務を負うという

ことで、現実問題としていろいろと負担が大きくなっています。

こういつたようなものも幾つかあるわけでござります。

それから、地域医療との関係とか、いろいろな問題

を指摘していただきました。

それで、私は、それをやはりきちっと実施しないかなきやならないということで、私自身も、例えば給与の問題や兼業の問題になりますと、人

事院と話をしなければなりません。人事院総裁に私どもの問題意識をお伝えして、検討していただ

くようにお願いするとか、今そういうことをやつておりますので、そういうふうに具体的化していく、その努力をしなければいけない、こ

のように思つております。

○今野委員 ありがとうございます。本当に喫緊の課題ですので、早急に進めていただければと思います。

○今野委員 ありがとうございます。本当に喫緊の課題ですので、早急に進めていただければと思います。

最後に、ちょっと時間がなくなつてしまつたん

ですが、そういうふうに刑務所内での処遇プログラム、それがまた社会に出たときに、今度は、今後、刑の一部執行猶予制度も始まりますので、保護司さんにかなり大きな期待といいますか、かかる

と思います、また負担もかかると思います。た

だ、一方で保護司の不足等も言われていました、そちらについてもきちんと手当てをしなければ

いけないと感じておりますが、今後、そういうふうに保護司さんの活動を支援するために、法務省としてお願いいたします。

そこで、いろいろなことで足らなくなつてい

るわけですが、去年の七月に、医師や弁護士等外

部の有識者から成ります矯正医療の在り方に關する有識者検討会というのをつくりまして、さまざま見地から検討いただきました。

その報告書には、やはり矯正医官の給与水準と

いうものも改善する必要があるとか、やはりお医者

の生きがいとして医療技術が落ちていくという

ことがあります。したがって、ボランティアの方々が非常に重要な更生保護の任務を負うという

ことで、現実問題としていろいろと負担が大きくなっています。

こういつたようなものも幾つかあるわけでござります。

それから、地域医療との関係とか、いろいろな問題

を指摘していただきました。

それで、私は、それをやはりきちっと実施しないかなきやならないということで、私自身も、

例えば給与の問題や兼業の問題になりますと、人

事院と話をしなければなりません。人事院総裁に私どもの問題意識をお伝えして、検討していただ

くようにお願いするとか、今そういうことをやつておりますので、そういうふうに具体的化していく、その努力をしなければいけない、こ

のように思つております。

○今野委員 ありがとうございます。本当に喫緊の課題ですので、早急に進めていただければと思います。

○平口大臣政務官 お答えをいたしました。

御案内のように、保護司の制度というのは我が

国独特的の制度でございまして、世界に例を見な

い、非常に重要な更生保護の制度になつてゐるわ

けでござります。

○江崎委員長 次に、郡和子さん。

○郡委員 民主党の郡和子です。

ます冒頭、一九六六年、静岡市で起きました強

盗殺人事件、これで死刑が確定しました袴田元被

告の第二次再審請求で、静岡地檢がきのう、再審

開始を認めた静岡地裁の決定を不服として東京高裁に即時抗告しました。

私はとても残念だなと思いました。今回弁護側の鑑定に当たつた本田克也教授、DNAの専門家です、最新の知見を示したというふうに思つてい

ます。DNA鑑定の結果を初め、証拠の捏造の疑いが濃厚という重い判断に対し、検察はメンツから抗告したと多くの国民が受けとめたのではないか、そんなふうに思うところです。

は、改革の一環として倫理規程、「検察の理念」をみずから策定されています。「権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、眞に国民の利益にかならぬものとなつてゐるかを常に内省しつつ行動す

る、謙虚な姿勢を保つべきである。」この倫理規程が本当に生きているのかどうか。これからも

す。
蜜訓美還ころひて、入国警備官の警務丁烏が商

が本当にどうがおしゃれなこと、たしかねたる
らに長い時間を要することになります。早く再審
へのレールを敷いてほしいとまず冒頭申し上げ
て、質問に入りたいと思います。

さて、スラジュ氏の強制送還中の死亡事件についての国賠訴訟であります。きのう控訴したとの小さな報道がありましたが、事実でしようか。我が党の多文化共生議員連盟は、先月の二十一八日に、控訴しないこと、また、国費送還のあり方の抜本的改善の検討に着手することなどを大臣に申し入れました。控訴の報道は事実なのかどうか、お尋ねします。

○谷垣国務大臣 事実でござります。

きのう、スラジュ氏、ガーナの方であります
が、その死因、制圧行為と死亡との因果関係の有無、あるいは制圧行為の違法性の有無等について、国側の考え方、主張と相異なる認定が地裁でされたということがありまして、昨日、三月三十一日に控訴したところでございます。

言われているとの事情説明もございましたけれど

も運航の安全確保に差し支えのない限り、強制送還、制圧のプロセスの記録保存と一層の可視化

に最大限努めていただきたいと思います。法務省の取り組み姿勢を改めて確認したい。

○都委員 ありがとうございます。
戒具の操法、第一節には、使用するときは、必要以上に縛縛し精神的に苦痛を与えたり、身体を

○ 横原政府参考人 お答えいたします。
建設分野におきます外国人材の活用に
す。

傷つけではならないというふうに書いてあります
たし、それから、手錠の操法のところでは、留意

事項の中に、食事及び用便等を制限することにならぬよう使用するとございました。

昨年のチャーター機による忌避者の送還の際ですけれども、長時間、食事の所も、それからトイ

レの際に拘束を解かれた実態をお伝えいたしました。内観を見直したというふうにおつしやいました。

いたけれども、実態をしつかり調査、検証していくべきだといふふう思います。

次は、外国人の活用、前回の質問のときに中途半端に終つてしまつたのですから、またお聞か

三歳の誕生日に、おじいちゃんが「おめでた」と喜んでくれました。おじいちゃんは、おじいちゃんの誕生日に、おじいちゃんが喜んでくれました。

云々一月二二四日の第一回英語公報における
外国人材の活用に係る緊急措置を検討する関係閣
僚会議、この後の記者会見で、谷直大亞は、足ら

この後の語彙を見て、各地の言葉を学んでみよう。ただし、この部分は外国人の力をかりなければいけないけれども、それをどういう手法でやるのかというう

れども、それをもとに、三洋のやうなのが、少しは幅広く検討しなければいけないというふうに述べられました。

関係閣僚会議において国交省が配付いたしまして「建設業の担い手の状況についてと問題する資

建設産業の担い手の確保について」と題する資料においては、建設産業の担い手の確保のため二、外国人技能実習生等の活用足進み有効との認

は、外国人技術実習生等の清掃促進が有効との認識を示し、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催の建設需要に付添するため手を確立

シヒ、久間道の延詰需要に対する扱い手を確保するという効果が期待できるとされております。そこで、その関係開発会議で討議された今後の

をして、その關係権を譲り、酬付された今後スケジュール等によれば、總理補佐官を中心になん局長級による検討を行つて、年度内をめどて

省庁局長級による相談を行って、全項目をめぐらしく関係閣僚会議で措置内容を決定することにつながったわけで、大臣も前回はそのように御答弁されました。

あります。

大臣は、三月十九日の委員会答弁で、技能実習制度の見直しとは切り離した形で、緊急の労働力不足にどう対応していくか、この二つは一應別で

ござります」というふうに御答弁されました。別というふうにおっしゃつてあるわけですけれども、建設分野に限つて、もしこの報道のような

な案をまとめてまいりたいと思っております。
○郡委員 私は、大臣の答弁は正しいと思いま
す。しかし、今、与党内で行われている議論にし
ても、政府の中の議論にしても、やはりこれが一
体となつて議論されているというふうに思つてい
るわけです。

り、技能実習制度は、技能実習制度本来の目的があるわけですから。そして、今委員がおっしゃつたように、議論の中には、両方を混同してと言うと言葉は悪うございますが、そういうふうな報道とか議論もないわけではありません。しかし、技能実習制度は技能実習制度自体として、やはり問

○都委員 今、局長からの御答弁でしたけれども、时限的、緊急的に行うものだというふうにおつしやいました。

その方々は、入国後、ほかの職場への移動は可能なのでしょうか。単身を条件にするのでしょうか。受け入れ機関はどういうふうに、どこが担う

り、技能実習制度は、技能実習制度本来の目的があるわけですから。そして、今委員がおっしゃつたように、議論の中には、両方を混同してと言うと言葉は悪うございますが、そういうふうな報道とか議論もないわけではありません。しかし、技能実習制度は技能実習制度自体として、やはり問題点を見直す必要があるということで議論を進めまいりました。

○都委員 今、局長からの御答弁でしたけれども、时限的、緊急的に行うものだというふうにおつしやいました。

その方々は、入国後、ほかの職場への移動は可能なのでしょうか。単身を条件にするのでしょうか。受け入れ機関はどういうふうに、どこが担うのでしょうか。賃金や労働条件、人権問題などのチエック機関をどうするんでしょうか。検討すべ

り、技能実習制度は、技能実習制度本来の目的があるわけですから。そして、今委員がおっしゃつたように、議論の中には、両方を混同してと言うと言葉は悪うござりますが、そういうふうな報道とか議論もないわけではありません。しかし、技能実習制度は技能実習制度自体として、やはり問題点を見直す必要があるということで議論を進めまいりました。

それから、オリンピックが決定しまして、そちらの方で今度は労働力をどうするかという議論が起こりまして、たまたま時期が重なつたのです

○郡委員 今、局長からの御答弁でしたけれども、時限的、緊急的に行うものだというふうにおっしゃいました。その方は、入国後、ほかの職場への移動は可能なのでしょうか。単身を条件にするのでしょうか。受け入れ機関はどういうふうに、どこが担うのでしょうか。賃金や労働条件、人権問題などのチエック機関をどうするんでしょうか。検討すべき論点、課題は少なくないというふうに思っています。

与党の提言やマスコミの報道から見て、政府内

から、混同したような議論が、イメージを持つておられる方もあります。しかし、この二つはきちんと切り離していくべきものと私は考えており

で検討されている措置は、特定活動という在留資格を付与すると私は推測をするところですけれども、その場合、この特定活動の活動の種類はどの

○郡委員　与党の提言、それからマスコミの報道を見ますと、どうしても一体となつて議論されてます。

ような規定となるのか。また、こうした在留資格を、出入国管理及び難民認定法の改正をすることなく、告示で定めるのかどうか。看護師、介護福

いふように受けとめざるを得ないようには思ひます。

社主候補者は告示で特定活動と いうふうにされて いるわけですけれども、同じように告示で定める のがどうか、お尋ねします。

というのを認めてこなかつたわけですよね。限定つきとはいえ、この方針を変えることになるのか、あるいは、変えずに、あくまで技能を有して

○ 横原政府参考人 委員御指摘の特定活動という
在留資格につきましては、我が国の社会経済情勢
の変化等により、あらかじめ定められた活動類型

いることを前提として受け入れるのか、お尋ねします。

のいずれにも該当しない活動を行う外国人の上陸、在留を認める必要が生じた場合に、臨機に対応できるようにするため設けられた在留資格である。

は、建設分野において即戦力となれる外国人材が求められていると承知しており、こうしたニーズを踏まえ、対応策を検討しているところである。

り、その活動内容については法務大臣が個別に指定することとなつております。

ます。
なお、本件緊急措置は、復興事業のさらなる加
速を図りつつ、二〇二〇年三月一日（平成二十九
年三月三十日）

は決定しておませんけれども、この特定活動の在留資格で対応することも一案ですが、いずれに

選を因り、一九二〇年スケーリング・ナラリ・ンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応することを目的と

いたしましても、三面の建築需要に対応するための時限的な緊急措置としてどのような対応が適切か、関係省庁と緊密に連携し、検討を進めている

しており、時限的、緊急的措置をとるものであ
り、これによつて恒常的に建設分野での外国人の
受け入れを行おうとするものではなく、従来の外
国人労働者の受け入れに関する基本方針を変更す

ところでもあります。
○都委員 検討を進めてくるといふだといふことで、お答えはいただけません。
時限的、限定的であるといふことは繰り返し

二十六年四月一日

私が今申し上げたような考え方を基本上に、最終的な案をまとめてまいりたいと思つております。

○郡委員 私は、大臣の答弁は正しいと思つます。しかし、今、与党内で行われている議論にしても、やはりこれが一体となつて議論されているというふうに思つていいわけです。

技能実習制度については、二十六年年央ということですから、まだよつと先でされれども、こちらの関係閣僚会議の方は、年度内をめどといふにおつしやつていました。これはもう過ぎてしまいましたけれども、まさか、その年央まで待つわけはないと思います。きっと最近にこの検討結果というものが発表になるんだろうというふうに思います。

これの整合性、ここをどういうふうにするのかわからぬので重ねてお尋ねしているわけです。今の大臣の御答弁でも、私はよつと理解ができませんでした。しつかり、全く別なことであるといふうな形で議論を進めていただきたい。関係閣僚会議の結果を注視させていただきます。

経済団体からはこの実習生の制度の拡充、また、日弁連からは反対に制度の廃止など、この制度をめぐっては賛否両論ある中で、外国人受入れ制度検討分科会での制度の抜本的な見直し、これは先ほどもお話ししたように年央ということですけれども、既に、私自身も申し上げましたとおり、これは一体となつて議論をされているよう、報道を見ても、一般的皆さんたちはそのように受けとめておられるんじやないだろうかと思います。

法務省として、二〇〇九年の衆参両法務委員会での附帯決議に沿つて、「技能実習生の保護」我が国の産業構造等の觀点から、総合的な検討を行う」というふうに附帯決議がされているわけですから、はつきりと、なし崩し的な制度の拡充はない、緊急の制度とは関係がないというふうにここでお示しをいただきたい。はつきりお答えいただきたいが、いかがでしようか。

○谷垣国務大臣 先ほど御答弁申し上げたとおり、技能実習制度は、技能実習制度本来の目的があるわけですから。そして、今委員がおっしゃつたように、議論の中には、両方を混同してと言うと言葉は悪うございますが、そういうふうな報道とか議論もないわけではありません。しかし、技能実習制度は技能実習制度自体として、やはり問題点を見直す必要があるということで議論を進めまいりました。

それから、オリンピックが決定しまして、そちらの方で今度は労働力をどうするかという議論が起りこりまして、たまたま時期が重なったのですから、混同したような議論が、イメージを持つておられる方もあります。しかし、この二つはきつと切り離していくべきものと私は考えております。

○郡委員 与党の提言、それからマスコミの報道を見ますと、どうしても一体となつて議論されているように受けとめざるを得ないように思いました。

政府は、これまで一貫して、単純労働での就労というのを認めてこなかつたわけですね。限定つきとはいえ、この方針を変えることになるのか、あるいは、変えずに、あくまで技能を有していることを前提として受け入れるのか、お尋ねします。

○榎原政府参考人 本件緊急措置に関しましては、建設分野において即戦力となれる外国人材が求められていると承知しており、こうしたニーズを踏まえ、対応策を検討しているところでござります。

なお、本件緊急措置は、復興事業のさらなる加速を図りつつ、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応することを目的としており、時限的、緊急的措置をとるものであり、これによつて恒常に建設分野での外国人の受け入れを行おうとするものではなく、従来の外国人労働者の受け入れに関する基本方針を変更す

るものではないと理解しております。

○郡委員 今、局長からの御答弁でしたけれども、時限的、緊急的に行うものだというふうにおつしやいました。

その方々は、入国後、ほかの職場への移動は可能なのでしょうか。単身を条件にするのでしようか。受け入れ機関はどういうふうにどこが担うのでしょうか。賃金や労働条件、人権問題などのチェック機関をどうするんでしょうか。検討すべき論点、課題は少なくないというふうに思っています。

与党の提言やマスコミの報道から見て、政府内で検討されている措置は、特定活動という在留資格を付与すると私は推測をするところですけれども、その場合、この特定活動の活動の種類はどのような規定となるのか。また、こうした在留資格を、出入国管理及び難民認定法の改正をすることなく、告示で定めるのかどうか。看護師、介護福祉士候補者は告示で特定活動というふうにされているわけですけれども、同じように告示で定めるのかどうか、お尋ねします。

○榎原政府参考人 委員御指摘の特定活動という在留資格につきましては、我が国の社会経済情勢の変化等により、あらかじめ定められた活動類型のいずれにも該当しない活動を行う外国人の上陸、在留を認める必要が生じた場合に、臨機に対応できるようにするため設けられた在留資格であり、その活動内容については法務大臣が個別に指定することとなつております。

本件緊急措置につきましては、いまだその内容は決定しておりませんけれども、この特定活動の在留資格で対応することも一案ですが、いたしましたが、当面の建設需要に対応するための時限的な緊急措置としてどのような対応が適切か、関係省庁と緊密に連携し、検討を進めているところございます。

○郡委員 検討を進めているところだということを、お答えはいただけません。

おつしやつてはいるわけですが、では、建設事業主、対象となる外国人を、技能実習生ということではなく、建設労働者として雇用する位置づけになるのでしょうか。その場合、労基法その他労働法が適用され、日本人の建設労働者と均等な待遇を受けるというふうに理解をするんですけども、それでいいかどうか。

なぜこういうふうに言いましたかといえば、技能実習生も労働関連法は適用されているわけですが、それでも、それでいいかどうか。

けれども、資金についても、上陸基準省令それから変更基準省令で、報酬は日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることというふうに定められているんです。が、実態はそうなつてはいないわけですね。

二〇一〇年の制度改正以降も、技能実習制度のもとで労働関連法違反が後を絶たないのに、どう

いうように、制度上、日本人と同等といふうに定められた労働条件が現場で担保できるのか、その点について伺いたいと思います。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

建設分野における外国人材の活用につきましては、具体的な枠組みは現在検討中でございますが、一般論として、外国人が労働者として業務に従事する場合、日本人と同じように、当該外国人労働者につきましては、使用者との間に使用従属関係が認められれば、労働基準法等の労働法規が適用されることとなります。

○都委員 適用されるはずなんですが、実態がそうならないから、私が申し上げているわけです。

それから、技能実習生の拡充ということにもなるとすれば、今も、やめる自由がないですとか、雇用先の移転がかなわないわけですよね。このふうに思います。

公明党さんの提言では、外国人の雇主に対しては、人権に十分に配慮して、身分、待遇の安定に努めなければならないというふうにされており

ますし、自民党の提言案では、外国人労働者の人権や労働条件を守る監視体制を強めるよう促したことになります。同じ問題意識を持つておられるんだろうなというふうに認識をします。で

あるならば、この技能実習制度の枠の拡充というふうに認識をします。そこで果たしていいのか、そういうふうに私は強く指摘をしたいと思います。

それで、オリンピックの建設需要の急増に対する緊急対処をされども、これは、我が国はもう既に経験済みです。

一九九八年に開催されました長野オリンピックの施設建設、その他の関連工事は、資格外就労や

労働者の皆さんたちが、工事終了に当たって、突然不法滞在などとして摘発され、強制帰国させられたと当時のマスコミで大きく報じられ、人権機関からも批判を浴びました。

長野県では、外国人登録者が一九九〇年におよそ一人、九一年二月にオリンピック開催が決定いたしまして、その後、開催前年の九七年の六月には二万九千七百九十五人と、およそ三倍に数が

ふえました。当時の証言によりますと、在留資格百九人だったのに比べますと、九七年は十月の時点で三百八十六人に達したというふうにも報じられております。

今、関係閣僚会議の議論や与党の提案を見てみると、私は、この長野オリンピックのときと同様に、労働力不足を緊急に補うために外国人を使いたいという日本側のニーズ、これが明確にあります。

実際に、労働力不足を緊急に補うために外国人を使いたいという日本側のニーズ、これが明確にあります。

そこで、あちこちに資料を書き集めさせました。かなりのものが出てまいりました。これは、役所が出さないというんだつたら、それこそ問題だといふふうに思っています。かつてこのようなことがあります。

私は、この経験にやはり学ぶべきであろうというふうに思います。

今、それこそ人口減少、労働力の減少を迎える中で、外国人を受け入れるということをどういうふうに考えるのかというの、まさに政府としても思っています。

ただ、このように、重要な課題を緊急措置の名のもとに短期間のうちに決めてしまおうとしている点、私はとても拙速だと思います。

ここに、皆さんにはお配りしましたけれども、週刊誌の特集の記事、それからこれは新聞の記事です。「外国人労働者用が済んだら摘要

「長野五輪直前！ 発覚した外国人労働者「使い捨てる」事件」、こういうものです。

長野オリンピックの際には、長野県警が、ホワイトスノーアクションというふうに銘打つて、外国人の

摘発を強化いたしました。一九九七年一月一日から九八年三月十四日までにこの作戦を開いたし

まして、入管、警察は、當時、施設建設のために働いていた非正規滞在などの外国人に対し、一九九七年十月末までに十数回に及ぶ合同摘発を実施しております。入管法違反の検挙も百二十一件と、前の年の二・五倍に上がったということも報じられています。用済みとなつた外国人労働者たちを一掃した形であります。

実際、逮捕それから退去強制となつた長野県内

の外国人の数ですけれども、九六年の一年間で二

百九人だったのに比べますと、九七年は十月の時

点で三百八十六人に達したというふうにも報じられております。

今、関係閣僚会議の議論や与党の提案を見てみますと、私は、この長野オリンピックのときと同様に、労働力不足を緊急に補うために外国人を使いたいという日本側のニーズ、これが明確にあります。

そこで、建設分野における外国人材、オリン

ピック等々にどう対応していくかというのは、やは

り小手先で考えずにきっちと考るべきだと私

も思っております。その際には、我が国の産業で

あるとか治安であるとか、あるいは労働市場への

影響、そういう国民生活全体の影響も十分考慮に

入れて、受け入れ体制のあり方をきっちと考えて

いく必要があるのではないか、私もそのように考

えております。

○都委員 私も、この問題、長野五輪でも似たよ

うなことがあつたようだというふうな話を聞きました。

そして、あちこちに資料を書き集めさせました。か

なりのものが出てまいりました。これは、役所が

出さないというんだつたら、それこそ問題だとい

ふうに思っています。かつてこのようなことがあつた、この経験にやはり学ぶべきであろうというふうに思います。

今、それこそ人口減少、労働力の減少を迎える中で、外国人を受け入れるということをどういうふうに考

えています。

うことをもう少し考えるようになつておいでいぬと
私は思います。

終身刑のいろいろな課題を大臣はおつしやられましたけれども、当然同じぐらい死刑に関する課題もあるわけでございますから、そこは前回も申し上げました、もう少し政府も踏み込んでいただければいいのではないかというふうに思つております。

もう一つお伺いします。裁判員制度が現在続いているとありますけれども、死刑判決ということも裁判員が行わなければならない。そして、前回の提言の中では、これは非常に重いという提言もありました。が、再審開始決定、こういったことを受けまして、今後の裁判員制度に関して、従来と同様のあり方で本当にいいのか、死刑判決の可能性の高い事案には裁判員は入れていかないような、そういう何らかの工夫が必要なのではないか。大臣、その辺はどういうお考えですか。

○谷垣国務大臣 裁判員制度は、国民の感覚を裁判の内容に反映させよう、そして、司法に対する国民の理解と支持を深めていく、こういう狙いだと思います。

そう考えますと、最も深刻な犯罪であり社会の関心も高い死刑が言い渡されるような刑事裁判に裁判員が参加をするというのは、制度趣旨としては妥当なものである、むしろ、そういう制度をつくるのであるならば、こういう重大な事件にこそ國民が参画するということがあつてよいのではないか、私は今でもそのように基本は考へているところでございます。

しかし、また、いろいろ事実的な問題点もございまして、初めから、裁判を始めるときから死刑を求刑するというようなことが必ずしも決められるわけでもない、結局公判が終わりの段階になつてどういうふうにしていくかを決するというようなこともございまして、委員のそういう問題提起、このところ、しばしばそのような問題提起をお聞きして、私もそれなりに考えてみなければならないなとは思つておりますが、さて、裁判員

制度というものをどう考えるかということも相まって、私は、今のところは、このような重大事件にこそ裁判員制度というのはあるのではないかというふうに考えております。

○田嶋委員 そういう立場に置かれてみないとわからないことも多いと思うのですが、私もそういう立場に置かれたことはございませんが、裁判員制度はおおむね順調だという評価は私もしておりますけれども、導入前から、その点は結構きついんじやないかなという心配はしておりました。そういう意味で、そういう声も出てきておりますので、それは現時点ではということでございますけれども、引き続き、その可能性を考えていただけないかなというふうに御要望を申し上げます。

それから、もう一点だけその袴田事件に関しまして、関連してといいますか、さのうも参議院で御答弁をされておりました、現在、百三十一人が確定死刑囚ということで入つておるわけでござります。私は、この袴田事件に絡んでつくづく思つたのは、DNA型鑑定というのは、時代とともに、前にわかつていないことなどがどんどんわかつてくるようになるということがはつきりしてきているのではないかなどいうふうに思つたんですが、その百三十人の死刑囚の中で、当時のDNAの検査結果が決め手となつて、証拠能力があると認められて、最高裁で死刑が確定したケースというのは何人あるのか、そのことを御答弁いただきたいと思います。

○林政府参考人 ただいまお尋ねの、判決の中でDNA型鑑定が決め手となつた件数というふうなことでございますが、お尋ねの人数については法務当局としては把握をしておりません。

○田嶋委員 きのう質問通告をしまして、これはすぐには答えられないという御答弁が返つてきまして、では、すぐじやなくともいいから、時間をかけて確認してもらつて答えていただきたいといふうに申し上げたわけでございますが、それは可能なんですか。

結果が判決の中で例えば証拠として用いられたかどうかということについても、判決書の中で証拠の標目の記載方法等によつても異なりますし、意義的に明らかでない状況がござります。あるいは、証拠として証明する事実の内容でありますとか証拠としての評価等、これはそれぞれ、各事案ごとに判決の中での捉え方が一義的でないものですから、DNA型鑑定の結果が結局、各判決の中で証拠として採用されたということの捉え方を計上することについては、非常に困難なものがあると思つております。

○田嶋委員 白黒はつきりしないものも多いかなとも思いますけれども、百三十一ヶ案件でありますから、物理的に何も不可能はないし、そして、この百三十人は死刑が確定しているんだけれども、法務省からは、まさに死刑執行しているのかどうかを毎日調査しているという話も聞いておりますので、データは手元に全てあるわけでござります。

大臣、今のような事務方の御答弁でいいのかなと。これだけ袴田事件を契機に、私のような素人もDNAというものは信頼できると思っていただけれども、後から出てきたDNAが前のDNAを覆しているようなところがあるわけなので、これはやはり国民としてはみんな知りたいと思うし、知る権利があると思うんですが、大臣、今のような答弁のままでいいんでしょうか。

○谷垣国務大臣 技術的には、今刑事局長が御答弁になつたようなことで、なかなか簡単でないところがあると思います。

しかし、私は、証拠の扱いそのものは、私が余り口出しすべきことではないと思つておりますが、再審等々、きのうも御答弁申しましたけれども、百三十一件で再審が八十ですね、当然、再審をするというようなことになれば、やはりその辺も洗い直されなければならない場合が多くなつてくるのではないかと、ここは想像でございますが、想像しておりますから、そういう最新のいろいろな科学的見地に立つた再審等々では、検証と

○田嶋委員 ありがとうございます。
きょうは、これに関してはこのぐらいでとめた
と思いますけれども、死刑制度を廃止したイギ
リスなども、死刑を執行した後で真犯人が出てき
てしまつて、それに社会が衝撃を受けて、それが
きっかけとなつて死刑の議論が行われ、執行停
止、そして死刑制度廃止ということで、今、イギ
リス大使も一生懸命日本にも働きかけもされてい
ます。EUに加盟するためには、死刑制度があつ
ては入れないということはもう周知の事実であり
ますから、我が国もそういうステージに来ている
のかなということを感じます。
袴田事件の話の後で、飯塚事件というのも
ニュースで流れました。この方はもう既に死刑執
行後でございます。こういった話もありますの
で、これは大変重いと思いますけれども、やはり
避けて通ることはできないテーマではないかとい
うふうに私自身感じております。
それでは、次のテーマに移らせていただきま
す。
昨年やりました免除申請でございます。これは
大臣にもこの間申し上げましたが、やはり定点觀
測をしつかりやるということが、言いつ放しの質
問、答えつ放しの答弁にならない鍵だと考えてお
りますので、きょうは少し確認させていただきま
す。
それでは、刑務所に入っている受刑者の総数、
そのうちの年金保険料支払い義務年齢の者は今ど
うだけいるのかということ、それから、免除申
請、超党派で附則に入れまして、昨年からスター
トしました。九月に局長通知が出たわけでござい
ますが、どういう取り組み状況でしょうか。
○西田政府参考人 お答えいたします。
まず、受刑者総数等でござりますけれども、い
ずれも平成二十五年末時点の速報値でお答えいた
します。収容受刑者総数は五万五千三百十六人、
そのうち、年金保険料支払い義務年齢である満二

十歳以上六十歳未満の受刑者数は四万五千二百五十二人、全受刑者数の八一・八%ということになつております。

これらの者に対しまして、先ほどおつしやいましたように、去年の九月二十四日から、新たに刑務所に入つてくる、つまり新受刑者に対しまして、刑執行開始時の指導において免除申請用紙を配付いたしまして、年金保険料の免除申請の指導を行つております。また、既に刑の執行開始時の指導を終えて受刑中の者についても、免除申請用紙を配付して指導を行いました。

これらの実施状況につきましてちょっとと申し上げますと、去年の九月二十四日から十二月末までの間において、新受刑者につきましては五百八十人、新受刑者以外の者につきましては三千七百二十六人、合計四千三百七人が免除申請書を年金事務所等に提出しているという報告を受けておりました。

○田嶋委員 後半の部分は資料一で配つております。ちょっとと資料の一ページをごらんいただきたいと思います。

要は、刑務所の中には、四万五千人、約八割が免除申請の資格がある年齢の方々だと。しかし、今の御答弁にもございましたが、新受刑者で五百八十一人、新受刑者以外で三千七百二十六人ということがなんですね。きょうは四月一日ですから、年度が改まつたわけでございますけれども、私の印象は、少し低いのではないかなどということです。

刑務所によつて相当ばらつきがございまして、これは二ページ物の後ろのページだけ張りつけたんです、私の地元の千葉刑務所などはかなり、どういう理由かはわかりませんが進んでいるようございます。例えば、千葉刑務所はしAでござりますから、十年以上入つてゐる方がいらっしゃる。そうすると、今度の制度の変更によりまして十年で年金の受給資格が出てくるわけでございます。

そういう意味では、一日も早くそれぞれの受刑者の無年金状態をなくしていくために、このアクションももちろん雇用の受け皿の方がより大きなインパクトがあると思いますが、この年金の関係も大事だと思うんです。

大臣、これはだらだらやついても仕方がないわけでございます。そして、最初は大変なんです。が、一回、今入つている人が全員終われば、あとは毎年入つてくる新受刑者の部分だけに当然なりますね。

それからもう一つ、これをごらんいただきました。免除申請は五百八十一人ですけれども、申請が認められた人はわずかに六人なんですね。これが総数かというと、把握していないといふような答弁だつたわけでございますが、ここも含めて、免除申請が認められないとするにこれは免除にはならないわけですから、ここまでちゃんと、最後まできちんとやつてあげないと、これは中途半端な印象でございます。

大臣、ぜひ、いつまでにこれをやり切るということを、少し明確にターゲットを置いていただきたいと思います。次回、臨時国會でまたこのフォローをさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○谷垣國務大臣 今、刑事施設は、保険料の納付は国民の義務である、だから納付できる者についてはちゃんと払いなさいという指導、それと同時に、所得が少ないとかいう理由で払うのが著しく困難な場合には、申請によって免除の申し出ができるのでそれをやりなさいという指導をしているわけでございます。

今、もう少しねじを巻けというのは私もわからぬわけではないんですが、そもそも、免除申請を行つておられる者を具体的目標として設定して、数量目標でやつていくというのは、本来自分で払うべき設計の年金制度というものとどううまくかみ合うかなどというようなあたりが、私には若干疑問なところがございます。

大臣、現実に再犯防止とかいうことを考えたときはこれまた大事なことでございますから、必要

な手続をることは重要だと考へております。もつと手続をとりやすい環境をどう整えられるかについては工夫をしてまいりたいと思つております。

前回のアンケートの結果でも、年金制度が自分の人生にとつてどういう意味をなすのか、そういうことの理解も十分ある方が多いとは思いません。

○田嶋委員 何か、強力に推進することに若干のめらいがあるような御答弁の印象でございます。前回のアンケートの結果でも、年金制度が自分の人生にとつてどういう意味をなすのか、そういうことの理解も十分ある方が多いとは思いません。

し、面倒くさいとかいろいろな理由で関心を持つてくれない。ある意味では、そういうハンディを背負つておるわけでございますので、やはりここは、再犯防止というその一点に絞つてこういうことも大事だということを私は申し上げております。

○森田政府参考人 お答えします。

社会保障・税番号制度に基づきまして、二〇一五年度、平成二十七年度に、商業・法人登記情報である法人の名称、住所のほか、番号制度の開始に当たつて付される法人番号が公表されることを受けております。

法務省として、この情報提供のための作業を進めているところであります。これら的情報について、オーブンライセンス化、ウェブでの公開、それから機械判読可能化、オーブンフォーマット化、バルクでの提供という、日本のオープンデータ憲章アクションプランにより実現をめざしています。

次に、もう一つ、ちょっとと分野が変わります

が、これも昨年お伺いをした公共データの民間開放に関してお尋ねをいたします。次の資料二でございます。

そういう意味では、前回質問した、死刑制度のアンケート調査のデータが一切ないんだというような状況、それも非常に粗末でございますけれども、これは登記のことなどでございましたけれども、法務省のこの登記情報の公開状況が、世界的には、かなり先進国の中で劣る状況にあるということです。

法務省のCIO補佐官としましては、番号制度の実現に当たり、商業・法人登記情報を提供する仕組みにつきまして、効率性、柔軟性、それから拡張性を備えたものになるよう指導をしてきたところですが、今後も実施に向けて引き続き必要な指導を続けてまいりたいと考えております。

○田嶋委員 ありがとうございます。

突然の御指名だったのであれでしょけれども、要は、マシンリーダブルといいますが、マシンリーダブルも含めてあと二年でございます

で、日本再興戦略に資する形で、法務省としても課題山積でございますので、この委員会で余りこのオープンガバメントの話は出ませんが、時々聞かせていただきます。

大臣も、俺に関係ないというふうに思わずに、これは大事な話です。だから、データを全部捨ててしまつたなんというのではありませんが、

そしてもう一つ、これは安倍内閣の日本再興戦略の四十三ページに、二〇一五年度中に世界最高水準の公開内容にすると、これはきょうは添付していませんけれども、書いてあります。というこ

とは、あとちょうど丸二年です、今年度と来年度で丸二年で二〇一五年度が終わるわけですから。

最高水準にするためには、今ここが何といつてもボトルネックになつておりますが、いかがでしょ

うか。

ら、それも反省をして、今やり方を変えていると
いうふうに聞きましたので、ぜひともこの登記情
報についてもよろしくお願ひを申し上げたいと思
います。

それでは、質問の時間が限られてきましたの
で、最後のページをこらんください。資料の一一番
最後、六ページ、これは新聞記事でございます。

これも昨年御報告をいたしました、千葉市にお
いての事件を起こした者の雇用、ようやく新聞記
事になりました、実施がされます。いろいろ批判
もありましたが、当然、それは国民の間の理解を広
げて、排除ではなくて、やはりそういう人たちを
受け入れていかなきゃいけない、先ほど副大臣が
おっしゃつたとおりだと私も思っています。

では、大臣、大変重要なことだと昨年答弁いた
だきましたが、どのような進捗状況なのか。私は
千葉市が始めれば、今、政令市は大阪市と千
葉市だけですから、政令市に關してはもう年内に
ばつちりやつていただかなきゃいけないと思つて
おりますし、それから、法務省だけではなくて、
全霞が関でばつちりやつていただかなきゃいけな
いと思つておりますし、大企業も競つて雇用を考
えるような、そういう空氣に持つていくのが大臣
の役目だと思いますが、いかがですか。

○谷垣国務大臣 地方公共団体については、平成
二十二年八月に大阪の吹田で初めて保護観察対象
者等を雇用する取り組みが開始されまして、保護
観察所においては、保護司会長等とともに首長を
訪問するなどして、その理解と協力が得られるよ
う働きかけを今続けているところでござります
す。

それから、中央省庁では、去年の五月に、法務
省におきまして保護観察対象少年を非常勤職員と
して雇用する取り組みを始めているほか、他省庁
に対して保護観察対象者等の雇用受け入れに関す
る理解と協力を求めてまいりまして、まだ現時点
では残念ながら御紹介できる段階にはございませ
り興味がありましたので、きょうは、それに続け

んが、一部の省庁で同様の取り組みの実施に向け
た具体的な検討はしていただいているものと承知
しております。

それから、大企業については、経済団体、企業
団体、主要企業等の目に触れる広報誌に出所者等
の社会復帰支援の重要性を説く記事を出していた
だくななどして、こういふ方々の雇用に対する理解
と協力を求めておりまして、先般、報道を通じて
関心を持ったとして、広域で事業を行う大規模な
法人から協力雇用主に御登録をいたぐるというよ
うなこともございました。そして、実際に保護観
察対象者を雇つていただいているというようなこ
とも出てきておりまして、さらにこれは力を入れ
て理解と協力の輪を広げていかなければならぬ
と考えております。

○田嶋委員 ありがとうございます。
出所者の雇用をお願いしますというのも大事な
ことですが、私のポイントは、犯罪被害者を一人で
も減らすということなんです。そのためには再犯
を減らす。そのためには、刑務所から出てきた人
を排除すると結局自分たちの社会が悪くなるん
だということを、やはり法務省、法務大臣、しつ
かりと言つていただきたい。私も、場所に行くた
びにこの話はしておりますので、ぜひ一緒に頑
張つていただきたいと思います。よろしくお願いしま
す。

○江崎委員長 次に、高橋みほさん。
○高橋(み)委員 日本維新の会の高橋みほでござ
います。

きょうもどうぞよろしくお願ひいたします。
本日は、生と死、誕生と死に関して質問を
していきたいと思つております。
まずは、死の方から質問させていただきます。
以前から死因究明ということに觸しましてはかな
り興味がありましたので、きょうは、それに続け

る感じで質問をさせていただきます。

都道府県ごとに差が見られるという御指摘の
とおりでござります。ここで、解剖率につきま
す。

ただ、私が一番驚いたのは、その全体の解剖率
が低いということではなくて、何といつても地域
間格差があるということに大層驚きました。
この表を見ていただきたいんですけれども、東
京や兵庫で不審死をしたならば解剖に処される可
能性が高く、二〇%程度ですのでそれが高いと言
えるのかどうかはわかりませんけれども、一応高
い近辺の群馬や埼玉や千葉だったら解剖に処され
る確率がかなり低くなつてしまします。そうする
と、もしもしたら犯罪による死だとしても、それ
が犯罪として捜査機関に認識されないことになり
ます。

これを裏返しまして、犯罪者の方から見ます
と、埼玉県に死体を置けば、東京都に死体を置く
よりも犯罪が発覚する可能性が低いため犯罪者に
悪用されるということも考えられないことではな
いといふうに考えてしまいました。

特に目立つて低いのは、都會であるはずの愛知
県というのもまた低くて二・六%、広島では何と
いって同じような取り組みが始まられておりま
す。

私は、私はちょっとよくわからないところでありま
すので、まずは、これだけ地域間格差がある状況
が同じような点に言及されておりました。私も、
がるんでも、そこには和歌山県の人にとって
低いのか、広島でどこでこんなに低いのかというの
は、私はちょっとよくわからないところでありま
す。なぜならば、司法解剖、例えは、和歌山県は一
四・一%もあるんですね。ほかが、司法解剖で
低いところではやはり四%とか、そういうところ
があるんすけれども、そうすると、和歌山県
では一四・一%も犯罪の嫌疑があるから解剖をし
なければいけない死体が転がつているかというこ
とになつてしまつて、それは和歌山県の人にとって
も申しわけないというような気がしてしまいま
す。

○荻野政府参考人 お答え申し上げます。

警察が取り扱つた死体に係る解剖率について、
都道府県ごとに差が見られるという御指摘の
とおりでござります。ここで、解剖率につきま
す。警察が主導的に実施する解剖だけではなく
て、必要な場合に確実に実施すべきものでござ
ります。

警察におきましては、さまざまなものでござ
ります。警察が主体的に実施する解剖の実施率につきま
しては、各都道府県警察における一件一件との判
断の結果の積み重ねということになります。そのため、一
概にその原因等を分析、評価することは困難であ
ろうかと存じます。

警察といたしましては、検視官の臨場率の向上
を図り、現場の調査、死者の生前の人間関係の調
査を徹底するほか、薬物検査、死亡時画像診断
といった手段を活用するとともに、必要な解剖を
確実に実施することによって総合的に犯罪死の見
逃し防止に万全を期する所存でござります。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。
ただ、今の御答弁は、実際は全くなつてない
というような判断をせざるを得ないと思ひます。
なぜならば、司法解剖、例えは、和歌山県は一
四・一%もあるんですね。ほかが、司法解剖で
低いところではやはり四%とか、そういうところ
があるんすけれども、そうすると、和歌山県
では一四・一%も犯罪の嫌疑があるから解剖をし
なければいけない死体が転がつているかというこ
とになつてしまつて、それは和歌山県の人にとって
も申しわけないというような気がしてしまいま
す。

犯罪の可能性のある死体というのがそんなに地域的にばらばらにあるということは、どう考えても考へられないと思いますので、もう少しこちら辺はちゃんとしっかりと対処していただきたい、そのように考えております。

これだけ解剖率が低いということは、やはり、代替手段というものを考へていかなければいけないというのを思つております。

近年、A-i、オートブシーライミング、死亡時画像診断を利用するということが行われているようです。A-iは、病院で通常使われていますCTやMRIを用いて遺体を撮影し、得られたCT画像などを医師が読影するということから成つているということになります。

A-iは画像診断ですので、遺体を損壊しない、これがとても長所だというふうに言われておりました。確かに、自分の親とかが亡くなつたとき、どういう原因かはわからないけれども解剖しますかと言わたったときには、ちょっとと解剖まではというふうに思われる方というのは大変多いと思いますので、このA-iというシステムはとてもいいんじやないかと私は考えました。

それではまた、このA-iというのは、撮影時間といふものがかなり短くなるというふうにも伺つております。CTでは数十秒、MRIでは一時間未満、解剖は半日ぐらいかかるというふうに言わないうかと私は考えました。

それでまた、このA-iというのは、撮影時間といふものがかなり短くなるというふうにも伺つております。そうすると、死因究明にかかる労力というのばかり違うというふうなイメージを持ちました。

それではまた、A-iというのは、よく皆さん歯医者に行かれたときに画像を見るかと思うんですけども、それになれておりますので、それほどドロテスクではないので、亡くなつた方の遺族の人もそれほど恐怖感を得ることはないというような利点もありますし、最近では、遠隔資料などでコンサルトすることによつて中立的な診断が可能になるというA-i情報センターというのもできてゐるということを伺つております。

私は、これを伺つたときに、例えば医療過誤のような場合、担当のお医者さんいたとえ非がなくも考へられないと思いますので、もう少しこちら辺はちゃんとしっかりと対処していただきたい、そのように考えております。

それを第三者にすぐ見えてもらう。があつたのかな、どうなのかなというような不安があります。それを考へますと、画像で撮つた場合、それを第三者にすぐ見えてもらう。それは、それを見てもらつたときに、いや犯罪で撮つた場合、それを第三者にすぐ見えてもらう。も医療過誤でも何でもなかつた、単にこういう理由によって亡くなつたんだよということを言うことを思いました。

また、検査費用というのも、A-iのところはかなり安いと伺つております。概算なんですかねども、大体CTでは五万円、MRIは十万円、解剖では二十五万円ぐらいかかるというふうに言われているそうです。

よく、何で解剖率が上がらないかというとさり安いと伺つております。概算なんですかねども、大体CTでは五万円、MRIは十万円、解剖では二十五万円ぐらいかかるというふうに言われているそうです。

そこで、所管する官庁がばらばらで統一性がないと、全体としても解剖率が低い現在、A-iの導入を強力に進めていくべきだと思いますけれども、谷垣法務大臣、いかがお思いでしようか。

○谷垣国務大臣 死因究明で、やはり解剖の重要性というのは、これはもう基本的に一番大事だと私は思いますが、今おつしやつたように、そのA-iを導入する、そういうA-iを含む科学的な手法といいますか科学的な調査を活用する、それによつて死因究明がより効率的というか効果的にできていくという面があるんだろうと思います。

今、死因究明等推進計画検討会、これは内閣府でやつていただいているわけですが、そのもとでA-iの活用というのはいろいろ御議論をしていただいていると私は承知しております。私も、そこの上の会議でございます推進会議のメンバーでございますので、このA-i等の科学的な手法の活用については、私自身も進めていくということで頑張りたいと思います。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

解剖を否定するわけではありませんので、おつしやつたように、解剖とA-i、その他のものも組み合わせて、本当に見逃しないかという観点からぜひいろいろ推進をしていくただけます。

ただ、よく言われることなんですかねども、やはりA-iの費用負担を誰が行うのか、費用を誰が出すのかというのが一番問題になつてくるかと思ひます。医療保険は、生きている人の医療のために使われるべきものとされまして、A-iの費用には出せないということを伺つております。

私は、例えば、家の者が死んでいたんですが、例へば、家に帰つたら家の者が死んでいたんですねけれども、内閣府でもA-iの導入に向けてかなり積極的に取り組まれて今検討がされてゐるということですけれども、実際どのよう取扱い組みなのか、もう少し聞かせていただければと思つております。

○安森政府参考人 お答えします。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

今、谷垣大臣のお口からもおつしやつていただいたでいるんですけれども、この方によりますと、CTでは三〇%、MRIでは五〇から六〇%の死因が判明することとしましたので、解剖では七五から八〇%ぐらいの判明率と言つておりますので、確かに少し死因の説明率が上がります。死因究明等推進計画検討会におきまして、死因究明の手法の一つとして実施される、いわゆるA-iと言われておりますのは、死亡時画像診断と申しますが、重要性については十分認識されております。必要な死亡時画像診断が適切に実施されると体制づくりに向けた検討が進められておりま

す。

委員の御指摘のよう、解剖といわゆるA-iを組み合わせていく、より精度を高めていくということ

ことごとくに鑑みますと、やはりA-iというものはかなり強力に推進していくべきではないかというふうに思つております。

そこで、所管する官庁がばらばらで統一性がないと、全体としても解剖率が低い現在、A-iの導入を強力に進めていくべきだと思いますけれども、谷垣法務大臣、いかがお思いでしようか。

私は思いますが、今おつしやつたように、そのA-iを導入する、そういうA-iを含む科学的な手法といいますか科学的な調査を活用する、それによつて死因究明がより効率的というか効果的にできていくという面があるんだろうと思います。

今、死因究明等推進計画検討会、これは内閣府でやつていただいているわけですが、そのもとでA-iの活用というのはいろいろ御議論をしていただいていると私は承知しております。私も、そこの上の会議でございます推進会議のメンバーでございますので、このA-i等の科学的な手法の活用については、私自身も進めていくということですけれども、やはりA-iの費用負担を誰が行うのか、費用を誰が出すのかというものが一番問題になつてくるかと思います。医療保険は、生きている人の医療のために使われるべきものとされまして、A-iの費用には出せないということを伺つております。

私は、例へば、家の者が死んでいたんですが、例へば、家に帰つたら家の者が死んでいたんですねけれども、内閣府でもA-iの導入に向けてかなり積極的に取り組まれて今検討がされてゐるということですけれども、実際どのよう取扱い組みなのか、もう少し聞かせていただければと思つております。

○安森政府参考人 お答えします。

死因究明等推進計画検討会におきまして、死因究明の手法の一つとして実施される、いわゆるA-iと言われておりますのは、死亡時画像診断と申しますが、重要性については十分認識されております。必要な死亡時画像診断が適切に実施されると体制づくりに向けた検討が進められておりま

す。

委員の御指摘のよう、解剖といわゆるA-iを組み合わせていく、より精度を高めていくということ

警察におきましては、死因の調査につきまして、現場の調査、死者の生前の人間関係の調査、それから薬毒物検査といったさまざまな手段を活用して、犯罪性の有無について判断をしているところでございます。

死亡時画像診断につきましても、その手段の二つとして、昨年施行されました、いわゆる死因・身元調査法第五条に基づく検査として必要が認められた場合に、警察署長の判断で実施していたただいまして、その費用につきましては警察が負担しているところでございましては警察が負担しているところでございます。

また、医療事故について言及がございましたけれども、医療事故が疑われる事案につきましては、警察に届け出がなされ、警察が取り扱うとともに、医療事故が発覚する場合もございます。そういった場合で、警察として犯罪性の有無を判断する上で必要と認める場合には、警察の委託によって、死亡時画像診断を実施していただくということがございまして、そういう場合につきましては、その費用については、警察が負担しているところでございまして、

○高橋(み)委員 ありがとうございます。
今のお伺いしてますと、例えば薬物検査など諸条件を勘案して必要と認めるときはA-iをやるというようなスタンスだとお聞きしました。私は、そうではなくて、まず最初にA-iをしておいて、それらと薬物検査などを組み合わせて、まず問題があるかないかというのを調べるべきじゃないかと思いますので、そういう考え方の順番を変えるということも検討された方が、犯罪の見落としというところからは重要じゃないかと思います。ですから、それに関する費用というものは、やはり警察庁が出すべきものではないかと私は理解しております。

では、厚生労働省さんの立場として、ちょっとお聞きしたいと思います。

伺つております。これは、近年、虐待死などが疑われる児童の死亡事故が多いということからで、きた措置だとは思うんですけども、ただ、この措置は、院内で死亡した全ての子供に遺族から承諾を得て A-I を実施し、費用は厚生労働省と都道府

県が負担するとのことです。

てもいいですかということを尋ねられたとき、受け入れるとは実は思えないんですね。ですから、承諾を得るという要件は不要だと考えるのですが、この措置に関しまして、厚生労働省さんにお伺いしたいと思います。

○高島政府参考人 小児の死亡例に対します死因究明支援事業の内数として今計上しております。

この異状死死因究明支援事業、これは、公衆衛生上の観点から、解剖なり死亡究明をする必要があるものということで、解剖なり画像診断するものでございますが、この中に計上しておりますして、一億二千万の中に対応することにしておりま

す。

今お話をあつた感じで、小児全員でやつていいこと、ということです。それで、これはこれからモデル事業をやつてまいります。モデル事業をやつてまいります中で、基本的には、そのモデル事業の中の研究目的ということで、親御さん等から了承をとつて画像診断をやつしていくということを考えております。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

研究目的だからという話でしたけれども、やはり、子供の虐待死というのはかなり大きな問題だと思いますので、なるべく原則A-iをとるような法制度というか措置にしていくべきではないかと私は思つております。

ちょっとお話しはかかりますけれども、A-iでは死体を取り扱う場所の問題があるということも伺つております。これは、死亡した方の遺体を病院内でおいろいろと回すのは、周りの患者さんの目から問題があるんじゃないかということを私はお医者

さんからちよつと伺いました。そのような点への配慮というものはあるのか、お伺いしたいと思い

○高島政府参考人 一般的に、病院の中で亡くなられた方がいらっしゃった場合に靈安室とかに置きます。

かかるわけですが、そういうたときのお取り扱いにつきましては、各病院で通常の通院者との関係でいろいろ御配慮されていると思つております。

一方で、死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会というのを開いております。その中で、原則として、感染防止の観点や入院患者

(高橋) おお、かのじ、こうし、じーる
 それでは、死という方は終わつて、生といふ
 か、誕生という方に話題を移らせていただきたい
 と思っております。
 私は、近年、生殖補助医療が発達し、いろいろ
 な方法で、今まで子供さんを持てなかつた親御さ
 んが子供を持つてるという喜ばしい事態になつてい
 るかと思つております。
 ただ、これはいいことばかりではなくて、生殖
 補助医療が発展するにつれまして、今まで考えら
 れなかつたような問題も多く起きてているのではないか
 かと思つております。
 そこで、きょうは、生殖補助医療によつて生を
 受けた子供と親の法律問題に関しまして質問をし
 たいと思っております。
 人工授精は一九四九年から行われ、既に半世紀
 の歴史を持っており、人工授精で生まれた子供は
 一万人以上に達していると言われております。さ

らに、体外受精も既に数千人生まれていると言わ
れています。これが夫婦間でこれらの技術が用
いられています。

いられる限りは法的な問題は生じないのでないかと思つております。

精子による人工授精や体外受精によりできた子供というのではなく、生物学的なつながりは親とない可能性というものが高くなつてくるかと思います。現行の法制度では、結婚している夫婦から生まれた子供は夫の子としての推定を受けますので、通常は嫡出子となりますけれども、生物学的な意味では親子でない可能性がある。そうすると、例

れば、嫡出否認の訴え、すなわち法律上の推定を受ける父親が自分の子ではないと訴えるような場合があるかと思うのですけれども、この場合、現行法上どのような結論になるのでしょうか。

○深山政府参考人 今御指摘があつたとおり、民法においては、法律上の父と子、父子関係につきましては、妻が婚姻中に懐胎、要するに妊娠した子供は夫の子と推定するという嫡出推定規定があり、この嫡出推定が及ぶ子供につきましては、夫に限つて、子の出生を知つたときから一年以内に

嫡出否認の訴えを提起することができます。
お尋ねのケースですけれども、最終的にはもちろん裁判所の判断ということになりますが、第三者的な精子提供によって妻が子供を出産した場合も嫡出推定は及ぶものと解されますので、現行民法の解釈としては、夫が子の出生を知つてから一年以内に嫡出否認の訴えを提起することによつて、その子との親子関係を否定することができるものと解されます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

そうしますと、今的事例では、子の出生前に妻と夫が合意のもとに人工授精なり体外受精をした場合は嫡出否認の訴えはできなくなるのでしょうか、それともそうではないんでしょうか。

○深山政府参考人 生殖補助医療を受ける前に夫婦間で合意があつた場合、合意があつたからといって嫡出否認の訴えができるないという規定があ

おきながら、後になつて嫡出否認の訴えをされたということが許されるかどうかという点は、事案による裁判所の判断ということになりますが、子の利益の観点から、権利のして許されないという結論になる可能性も度あると思いますし、現にそのような趣旨をした裁判例もございます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。
また事例をちょっととお伺いしたいんです
も、では、ドナーが生まれてきた子は自分
るので認知したいというふうな願いを持
合とか、子供がドナーへお父さんであるこ
めてほしいと認知の訴えなどを起こす場合
のは認められるんでしょうか。

○深山政府参考人 今お話をありました、
子供を認知する、あるいは逆に、子の方か
に対する認知の訴えを起こすというのは、こ
出でない子についてのみ認められておりま
たがつて、嫡出推定が及ぶ子については認
っております。先ほど述べましたとおり、
の精子提供によって出生した子供にも嫡出
及ぶものと解されますので、最終的には裁
判斷ということになるわけですがれども、
定が及ぶ以上、精子提供者による認知、
は、子から精子提供者に対する認知の訴え
れも認められないことになると思われます
。○高橋(み)委員 ありがとうございました。
今いろいろな考え方を挙げています。そ
ういうのがすごくよく行われています。そ
うなんですが、本当にそれでいいのか
うような場合もあるんじゃないかなという
うふうに思つて、知りたいというようなこ
うイメージを持ちました。

それはなぜかといいますと、きょう午前
間でもあつたんですけども、現在DNA
のことがすごくよく行われています。そ
うなんですが、本当にそれでいいのか
うふうに思つて、知りたいというようなこ

権利という観点からしまつてはいるからではなく、自分の生物学的な親が誰なことを認めて、それを子供ににするなり法律を改正してしまいます。

ベオーストリアでは父をうれていることも伺つてお臣、このようにいろいろはつきり固まつていないとおりにやつていくといふとおりですけれども、子供のいくとということに対しても、お伺いしたいと思つてしまして、大変難しい問題であります。大変難しい問題であります。

我妻栄先生の親族法を、すのであるいは記憶が間んが、そういう生殖医療を認めるの提供を受けた場合、複数して受精させる。つまりんといふものは全然考えういうことが行われてい

問題は今後どんなふうにわかりませんが、要するにとで生殖医療を認めるのルールをつくつしていくあるよう思います。いのない中で親と子の関係つてもなかなか実はできまして、前提に生殖医療のが先行すべきではないかじでござります。

先ほど質問されたものでない場合ですけれども、最近腹といいますか、思ひます。その場となりますが、たという場合でも、ということになる、いうのも、本当におなかを借りたがいいかなど、いうようにおなじを借りたり、これは、何とかなければいけないかな、も、イギリスとかきちんと法整備が伺っております。なんとしていかないかなども、その際には法にとらわれず、どの精度も上がつて、学的な親というよければならない時ります。

これはこれからすれども、きちんと、今もいろいろなことが行われらない、本当はどうくなつてしまふべく早目に法制化思つております。
きょうはどうぞ
○江崎委員長 次
○杉田委員 日本
きょうもどうぞ
まず初めになん
基づいて、事後

「どうなるかという話だつたんだでは、やはり卵子が別の、借りて使う。代理に子供を産んだ方の子供で、自分の卵子で生まれたのに、ばかりに自分の嫡出子となれないちよつとおかしな制度ではないイメージもあります。

つてもこれから法整備をしていいところだと思うんですけれど、今までの法制度を、日本の民法、フランス、ドイツなどではもうされているというような話を日本でもこれから法整備をきちんととした法制度にしていかないなどころへ体外受精とかいろいろしておりますので、いろいろわかうなんだろうという人たちが多くう可能性もござりますので、な制度の整備をお願いできたらと

ありがとうございます。
に、杉田水脈さん。
維新の会の杉田水脈です。
よろしくお願ひいたします。
ですけれども、罪刑法定主義に
というのは私は近代法治国家で

大臣 罪刑法定主義というのは、一定の罪として処罰するためには、あらかじめ罰則法規で罪と刑罰が規定されていることをするということです。まして、その内容として、今おっしゃった通り處罰の範囲だらうと思います。そして、これは日本ではなく、近代憲法の一つの原則であると理解をされている。

それを踏まえてお伺いしたいんです。昨年の一月に、ニューヨーク州の上院戦時中の慰安婦の問題は人道に対する問題とする決議案を採択しました。先ほどおつしやったとおり、罪刑法定主義における基準とする決議案を採択しました。先ほどおつしやったとおり、罪刑法定主義における基準及び処罰の禁止がありまして、事後法のことで、今度、アメリカ合衆国の憲法の九、事後法を制定してはならないというふうております。なので、事後法は認めないとになれば、これは全く無効だといふられるのではないかと私は思うんですね。どのようにお考えになられますか。

大臣 委員長退席、盛山委員長代理着席

（杉田委員「ニューヨーク州の上院で、ニューヨーク州の上院の御判断、私が止めたいと思います。

明確な御答弁をいただけなかつたんも、慰安婦問題はちょっとここで一旦きょうは、今、中国と韓国で統々と

提訴されているいわゆる戦時労働者問題、それに付随した問題について、この事後法のことも踏まえまして質問をさせていただきたいと思います。

中国では、今まで、いわゆる大東亜戦争時代に日本に徴用された戦時労働者の賠償請求を受理しておりませんでしたが、本年三月十八日、先月ですね、北京市第一中級人民法院が、元労働者と遺族三十七人が、三菱マテリアル、旧三菱鉱業と、日本コードス工業、旧三井鉱山の二社に対し、一人当たり百万元、約一千七百万円の賠償と謝罪を求める提訴を初めて受理いたしました。また、同様の労働者の問題で、これも先月の二十六日なんですかれども、河北省の裁判所に十九人と遺族四十四人が、日本政府と日本企業を裁判所に提訴いたしました。

また、これに連動したように、韓国でも、これは二月二十七日、韓国の元徴用労働者が三菱重工業に対して、一人当たり一億五千万ウォン、約一千四百万円の賠償を求めて地裁に提訴をいたしました。韓国での同様の訴訟は、これで七件目に韓国の最高裁は、一九六二年に、一九六五年の日韓の請求権協定の、完全かつ最終的に解決をしていて、締結国及びその国民に対する全ての請求権、いかなる主張もすることができないというこのような条文を無視して、個人の請求権は消滅していないという判断をいたしました。そして、これが高裁に差し戻しとなりまして、一九六三年には、ソウルの高裁と釜山の高裁で、日本企業に賠償を命じる判決を出しています。近く、賠償を命じる最高裁判決が出る可能性が出てきております。

韓国の最高裁が事後法で賠償請求を認めたということは、韓国は国際的に、うちの国は無法国家ですということを宣言したのと同様ではないかと私は思います。

日本政府は、菅官房長官が、中国と韓国との戦時労働者問題に関しては、一九七二年の日中共声明

明と一九六五年の日韓請求権協定で全て解決済みという見解を表明しております。

今、谷垣大臣が答弁していただきました近代法治国家については、事後法というものは認められませんから、これは有効なので、日本の國の中では絶対に有効なことなんですけれども、先ほど申しましたとおり、事後法を認めてしまつてある韓国、これは実質上、無法国家となつていますから、事後法で賠償を認めたということは無法国家そのものですから、また、管轄権が中国なんかはも、裁判のこと、そして法律のことなどというのは、我々普通の一般国民から考えれば、当然法務省といふのが管轄をしておりまして、外務省も国際的に対応するときは、法務省、法制局など、そういった法律の専門家の方々と協議をしていく中で、海外に対してもどのように対処をしようといふうな形になつていてもだとうふうに一般的には考えられますし、私もそうだと思うんです。

日本政府は解決済みと言つているんですけども、これは先ほども申しました、近代法治国家にのみ通用する公式見解なので、これだけでは対処

できなくなるということも想定していく必要があるのではないかというふうに思います。

現在、中国と韓国は、日本に対する歴史認識の問題を、例えば、習近平国家主席が先週はドイツで、日本軍が南京で三十万人以上虐殺したなどという演説をしたりとか、国家元首みずからが海外で宣伝戦を実施しております。これらの一連の戦時労働裁判は、国際的な情報戦の一環と認識してきました。確かに、国家元首みずからが海外で宣伝戦を実施しております。これらの一連の戦時労働裁判は、国際的な情報戦の一環と認識してきつと対処する必要があるというふうに私は考えます。

実際に、こういう当事国以外は、この歴史認識問題、多分ほかの外国は無関心だと思うんですけども、中国と韓国の一方向的な宣伝だけが今海外にまき散らされているというふうな状態になつてます。

います。我が国は近代法治国家として、国際的な法の秩序を破壊すると見られる中国と韓国に対し、我が国企業を守ることと我が国の名譽を守るために毅然とした態度で臨まなければならぬ

国際司法裁判所に提訴することが必要だと私は考えるのですけれども、もしも一連のこの戦時労働者裁判で賠償を命じる判決が出了場合、日本政府は国際司法裁判への提訴を視野に考へているの

かどうか、大臣の見解をお願いいたします。

○谷垣國務大臣 私は、自分の職務と直接関係のないことを御答弁することは原則として差し控えているんです。恐らくこれは外務大臣にお聞きになるべきことであろうと思います。

O 杉田委員 外務大臣にということで、これは確かに外務省の所管ではあると思うんですけども、裁判のこと、そして法律のことなどのは、我々普通の一般国民から考えれば、当然法務省といふのが管轄をしておりまして、外務省も国際的に

対応するときは、法務省、法制局など、そういった法律の専門家の方々と協議をしていく中で、海外に対してもどのように対処をしようといふうな形になつていてもだとうふうに一般的には考えられますし、私もそうだと思うんです。

今はもう外務省だからといって、では、もう法務省はノータッチです、全くタッチしませんという形になつていてるのか。それとも、裁判のことありますから、やはり専門家がたくさんいるのが法務省ということで、いろいろ連携をとり合ひながらこの問題に対処しているのか、そのあたりのことをお尋ねしたいと思います。

○谷垣國務大臣 それはいろいろな問題問題に応じて、当然のことながら、外務省と法務省が協議をするということはござります。それから、今委員がおっしゃったように、外務省よりも、むしろ法務省の方が海外の情報もとりやすい分野もござります。

そういう意味ではいろいろ情報提供をいたしておりますが、それを超えて申し上げるのは差し控えさせていただきます。

○杉田委員 差し控えさせてということなので、この場でいわゆる強制労働の実態についての質問をすることはいたしませんが、きょうは、ちょっと皆様に資料をお配りさせていただいておりま

す。

今この問題、強制連行をさせられて、強制労働をさせられたというようなことで賠償が起つて

いるんですけども、きょうは、この委員会をインターネットとかそういうので視聴されている皆さんもいらつしやると思いますので、戦時中の労働者の実態というのが、これは戦前の朝鮮版の朝日新聞の記事なんですが、きょう皆さんにお配りをさせていただいております。

ここにあるように、朝鮮人鉱夫には特別の待遇がされておりまして、まるで旅館住まい同様とか、それから、朝鮮人の鉱夫はすごく稼いでいたという、四百人が故郷に送金した総額は二ヵ月間で一万七千円、三ヶ月になりますと二万五千円を突破するというようなことが書かれているんですね。しかもこのほかに郵便貯金が一万三千円とかあつてという、当時の朝鮮半島では千円あれば家が建てられた、このことを考えれば、韓国や中國が訴えている内容と余りにもかけ離れています。

そのほかにも資料をつけさせていただいておりますが、強制などしなくても密航者が絶えなかつた。日本に渡りたいということでどんどん密航する人が絶えなかつたという記事が、これは本当に一部なんです、たくさん報道されています。

このような記事がたくさんありますので、こういったことは、本当は日本はどんどんどんどん訴えていつて、毅然とした態度で対峙をしていかなければいけないというふうに、今の日本の企業が守れないのではないかというふうに思うんです。

ここで問題となつてくるのが、昭和二十年の九月十九日に連合国最高司令部が発令したいわゆるプレスコード三十項目。これによって、日本がこういうことを報道したりとか、国際的に声高に眞実を叫ぶことというものが封印されています。一応、三枚目の資料のところに、プレスコード、抜粋ですけれども、皆様の方にお配りをさせていた

だいております。

こういつたことは禁止事項となつていてるんですね。例えば、極東国際軍事裁判所に対する批判、このときにはまだ開廷されていないんですよ、發

令時には。なのに、この裁判を批判してはいけないということになつていますし、日本国憲法を起草したことに対する批判、このときには憲法起草されおりません。それなのに、でき上がつてから、検閲制度への言及などなっています。それから、検閲制度への言及とか、合衆国に対する批判、朝鮮人に対する批判、中国に対する批判、連合國の戦前の政策に対する批判、戦争犯人の正当化及び擁護、これもしてはいけない、禁止項目になつています。それから、占領軍兵士と日本女性との交渉について、こういうことで、実際に占領軍の方々が日本に来てどういうことをしたかといふことも、放送することは禁止されています。占領軍の軍隊に対する批判、そういうことが全部禁止されている。

このプレスコードというのがいまだに生きているのかいないのか、ちょっと私はその辺の認識はよくわからないんですけれども、今考えれば、本当に、こういうこと、日本は、報道が弱い、一面的な報道しかされていないと思うんですが、このプレスコードがまだ生きているかのようなことがござりますけれども、今後、こういった国際裁判所に対する提訴などを視野に入れていく上では、こういったこともきちっと考えて、日本は真実をきちっと訴えていかなければならぬと思います。

先ほど大臣の答弁の中に、いろいろ連携をとり

ながら、法務省の方が外務省よりも情報を取り扱うこともあるし、法律については詳しいところもあるということで、連携をとりながらやっているという御答弁をいたしましたので、私はちよつとほつとしておるんですけども、こういったところ、これは大臣じゃなくても結構ですか、今後の日本の国際的な司法への対応ということも、今後のような方向性を持っているかということを、どなたでも結構ですので、御答弁いただけませんでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、御質問の趣旨が、ちよつと私、よくつかめているかどうかでございますが、

これは司法への対応、もし国際司法裁判所への提訴のようなことをおっしゃるならば、それは基本的に外務省の判断になると思いますが、要するに、むしろそれよりも、委員のおっしゃつてることとは、日本として、必要な情報なり必要な主張なのはきちっとさせよということになるのではないかと思います。私は、そういうことは当然していかなければいけないことだと思います。

○杉田委員 当然していかなければならないとい

う力強い答弁をいただきました。どうもありがとうございました。

今、韓国人女性が海外遠征売春婦として、たく

さん海外に来て売春をしているということについ

て質問させていただきたいんですけども、韓国人に

では、二〇〇四年に性売春特別法が施行されて売

春婦の取り締まりが強化されたことで、かなりた

くさんの、これは韓国の国会で朴宣映議員が實際

に述べたことなんですけれども、海外遠征売春婦

が十万人に達するという発言をしておりまして、

そのうちの五万人は日本で売春を行つてているとい

うことを見明らかにしております。

警察庁は、これを取り締まつて強制送還をして

いるのか、昨年度の外国人売春婦の取り締まり状

況というのをまずは御質問させていただきたいと

思います。

○辻政府参考人 お答えいたします。
警察におきましては、平成十七年以降、健全で魅力あふれる町づくりのため、官民一体となつた繁華街、歓楽街対策を推進しており、その対策の重点の一つとして、売春等の風俗関係事犯の取り締まり等を強化しているところでございます。

平成二十五年中におきます検挙は一千三百三十九人で、このうち来日外国人の検挙は九十四件、五十人、うち韓国人は三十六件、十三人でございました。

京大会の開催を視野に、引き続き、外国人、日本

人を問わず、売春等の風俗関係事犯等の取り締まりを強化するとともに、官民一体となつた風俗環境浄化対策等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○杉田委員 先ほどの件数を聞くと、韓国は、日

本で五万人売春婦が韓国から行つていると言つて

いるんですけども、その取り締まりの件数と余りにもかけ離れているという感想を私は持ちました。

それで、これは、私は本当に一般人として、素

人としてお尋ねしたいんですけども、韓国人に限らず、外国人の売春婦の人たちが日本にとどま

ることができるというのはどういう理由でとどま

れるんでしょうか。

短期の滞在というのはあり得ないです。そこ

で報酬を稼いでいるわけですから、短期の

滞在ではこういう売春とかは絶対できないと思

われるんでしょう。

短期の滞在というのはあり得ないです。そこ

で報酬を稼いでいるわけですから、短期の

図るために、捜査の実戦塾、こういったものもまた開催してまいりたいというふうに考えているところです。

○杉田委員 それでは、次の質問に移りたいと思います。

今、憲法改正国民投票法の改正案におきまして、この国民投票を十八歳以上ができるようになります。そういうのに合わせて、選挙権年齢も予定より早く十八歳にするという議論があります。もともと四年ということと言われていたんですが、この国民投票法の改正、施行後二年内に十八歳に引き下げるということを目指して、プロジェクトチームなんかを与党の間でも設置するといふようなことを聞いておりますけれども、これいろいろな問題が連動してくると思うんです。

ます、聞いていきたいのは、こういつた形で選挙年齢とかも十八歳になるというのを受けて、少年法、これはどうなっていくんでしょうか。どのようなスピードで本当に少年法も十八歳にしていくのか、これはいろいろな議論があると思いますが、今のその進捗状況というのをお尋ねしたいと思います。

○谷垣国務大臣 少年法の適用対象年齢は、司法全般で、成長過程にある若い方、若年層をどう取り扱うかということにかかわってくる問題でございまして、もちろん、公職選挙法をどうしていくか、それから民法をどうしていくか、よりそろの観点からやはり検討しないといけない面も多分にございます。そこで、こういう観点から少年法の立場から検討がなされていますが、現時点では、十八歳をどうするのかというのには法務省の中でも検討を行ってきましたが、現時点で、十八歳、十九歳の者による刑法犯は減少しております。それから、少年に対する刑事処分のあり方については少年法の立場から検討がなされまして、平成十二年の法改正で、刑事処分可能年齢が十六歳以上から

十四歳以上に引き下げるというような法改正がなされました。

こういつた流れからすると、十八歳、十九歳までの検討、結論でございます。

それで、現在、与野党で、憲法の改正手続に

場からは、少年法の適用対象年齢を二十歳未満から十八歳未満に引き下げる必要性はないという今までの検討、結論でございます。

それで、現在、与野党で、憲法の改正手続に場からも、少年法の適用対象年齢を二十歳未満から十八歳未満に引き下げる必要性はないという今までの検討、結論でございます。

業になると思います。

この部分について、今現在はどのように考えていらっしゃるのか。そういうことも視野に入れてさまざまな準備がなされているのか。その検討の進め状況というのを、こちらの方もお聞かせ願えたらと思います。

○谷垣国務大臣 関係法令をどうしていくかですが、今それぞれの所管の官庁において検討をして、内閣官房で取りまとめをしております。

そこで、検討対象法令数は、おつやつたようになります。三百四十三ございます。内訳は、法律が二百八、政令が三十七、府省令が九十八。このうち九割については各府省における検討が既に終了しております。

法務省分で申し上げますと、検討対象の法令数は四十五ございます。それで法律が三十六ですが、二十八まで検討が済んでおります。それから、政令が三あります。これは全部検討が済んでおります。それから、府省令が六、これは五つ済んでいるというのが今の状況でございます。

法務省分で申し上げますと、検討対象の法令数は四十五ございます。それで法律が三十六ですが、二十八まで検討が済んでおります。それから、政令が三あります。これは全部検討が済んでおります。それから、府省令が六、これは五つ済んでいるというのが今の状況でございます。

○谷垣国務大臣 ありがとうございます。それで、こういつたのがあるんですよ。見解は政府内でも異なるようで、例えば総務省は公職選挙法の選挙年齢と民法の成人年齢は一致するべきとしておりますが、法務省は民法改正に慎重な立場を示していますというような、こういつた報道のされ方をしているという部分もあります。

今、慎重にならざるを得ないというような事情とか、そういうさまざまなものでございました。

○谷垣国務大臣 ありがとうございます。それで、こういつたことも多分なかなか遅々として進んでいます。それから、府省令が六、これは五つ済んでいます。

○谷垣国務大臣 ありがとうございます。それで、こういつたことも多分なかなか遅々として進んでいます。それから、府省令が六、これは五つ済んでいます。

○谷垣国務大臣 ありがとうございます。それで、こういつたことも多分なかなか遅々として進んでいます。それから、府省令が六、これは五つ済んでいます。

○谷垣国務大臣 ありがとうございます。それで、こういつたことも多分なかなか遅々として進んでいます。それから、府省令が六、これは五つ済んでいます。

○谷垣国務大臣 ありがとうございます。それで、こういつたことも多分なかなか遅々として進んでいます。それから、府省令が六、これは五つ済んでいます。

す。

質疑続行いたします。椎名毅君。

○椎名委員 お疲れさまでございます。本日、長丁場ですけれども、結いの党的椎名毅でございます。

質疑時間三十分、一般質疑ということで伺います。質疑続行いたします。椎名毅君。

本日、いわゆる尊厳死というテーマについて伺つてまいりたいと思いますが、その前に一点だけ、少し別の点についてちょっと伺います。

そこで、JARPA IIという今行われているこのプログラムとの間で、国際捕鯨取締条約の八条一項に定められた科学的調査目的に当たらないのではないか、そういう判断をされたところでございます。非常に残念な判断だと思います。

これに基づくと、JARPA IIという今行われているこのプログラムのもとで、同じような形で調査捕鯨をするということ、続けることがなかなか難しいということになるのかなというふうに思っています。

しかし、捕鯨というのは、古代から我が国に非常に伝統的な食料であり、それを確保するための伝統的なすばらしい仕事だというふうに思っています。石川県の真脇遺跡というところに、結構古い鯨骨があるというふうに言われてもおりま

すけれども、何千年前から、鯨と日本人というものは結構親しみのあるところだというふうに理解をしています。現代でも、和田浦だつたり太地町だつたり鮎川だつたり、こういうところで沿岸捕鯨をやっていますけれども、こういう文化としての捕鯨というものも非常に重要なかなというふうに思っています。

これらを保持して鯨文化を維持するというこ

と、これについては私自身も非常に思い入れを強く持っているところでございまして、今回の判決

については結構重たく受けとめているわけでござります。

国際司法裁判所というのは、一応、国連の一機関だというふうに理解をしておりますけれども、基本的に法執行権限がない組織だというふうに思っています。国内の普通の民事訴訟であれば、いわゆる間接強制とか直接強制とかいう形で、判決の履行を債権者の側で裁判所にお願いしていくということができるわけですから、現実に、こういう国際法上のIJCによる判決というのは、法執行機関が存在していないということから、基本的にはそういうことは考えられないというふうに思っています。

そうだとすると、一応、外務省に、今回の判決を踏まえてどのように考えるかということを伺いたいんですけども、その前提として、こういった政府としての残念であり、深く失望しております。しかしながら、日本は、国際社会の基礎である国際法秩序及び法の支配を重視する国家として、判決に従う所存でございます。

それから、先生も御指摘のとおり、日本は、六十年以上前に国際捕鯨委員会、IWCに加盟しました。IWC内の根深い見解の相違や、近年見られるIWCの機能不全にもかかわらず、日本はIWCにとどまり、委員会が抱える問題に対しても受け入れ可能な解決の方法を模索してまいりました。今後の具体的な対応につきましては、判決の内容を慎重に精査した上で、真摯に検討をいたしました。

それから、先生が御質問の、一般的に、IJCの判決の国際法上の効力という点でございますが、国連の加盟国はIJC判決の履行義務という

ものが課せられており、履行しない場合は国連の安保理が措置をとることができるというふうにさ

れております。

○椎名委員 ちょっとと確認なんですねけれども、履行義務があるというのは、国際法上、それは当然だというふうに思いますけれども、基本的に

この判決を踏まえた上で、即時に安保理が何かをするという話ではなくて、あくまでもこれは、違法

と宣言をした段階で、さらに何か国際法上のアクションが起きるとすると、もう一回、例えば安保

理なりゼララーセンブリーというか国連総会なりで何かしらの決議がなされるという理解でよろしいですか。

○正木政府参考人 お答えいたします。

一般的な話で申し上げれば、これは安保理の方

が措置をとるということです。それで、安保

理のアクションが行われるのを待つということにな

なると思います。

ただ、今回のIJCの判決後の対応につきまし

ては、先ほど申し上げましたように、日本政府と

IJCの内容を慎重に精査した上で、真摯に

検討いたしたいと思います。

○椎名委員 ありがとうございます。

きのうのきょうまでの、私自身も、判決文を打ち出して、結局、コンクルージョンと書いてあるところぐらいしか読めていないくて、全部は読め

ていないので、役所の方でも恐らく同じように、

これから仮訳とかをつくっていき、対応を検討し

ていくということになるかというふうに思います

けれども、ぜひ、水産庁それから農水大臣とも御

相談いただきながら、今後も違った形で捕鯨を統

けていくことができるふうに念頭に置きながら、

対処を検討していただきたいなというふうに思

ます。

それともう一つ、外務省にぜひお願ひをしたい

ことがございます。

捕鯨外交に関する今までのやりとりというのを

ぜひ検証していただきたいなというふうに思いま

ノルウェーは、国際捕鯨取締条約、ICRWの付表に基づくモラトリーム、これについては、基本的に、五条三項だと思いますけれども、これに基づいて一応異議申し立てをして、異議申し立てをしている間ということで商業捕鯨を続いている

んだというふうに思います。

そういう中で、諸々の外交的な事実があつて、いたし方なかつた部分がたくさんあると思いますので、一概に非難をするつもりはもちろんな

いんですけれども、我が国が、商業捕鯨モラトリームに対する異議申し立てを途中で撤回したわけですね。その後、結局八条一項に基づく調査捕

鯨という立ち位置で何とか捕鯨をやつてきた。我々消費者の側としては、調査捕鯨によってどちられた鯨そのものを可能な限り全部処分するという八条二項の規定に基づいて行われている処分によって鯨の肉を食べている、こういう状況だった

と思います。

言い方は余りきれいじゃないかもしれません

が、やはり本線は、基本的には、商業のための捕鯨というものを貫くことだつたんじゃないかなと

いうふうに思つていて、調査捕鯨、やはり実態と違うという判断を今回されたということです。

で、調査捕鯨という体裁をとりつつ、実態、商業捕鯨に類似する行為を行つていたと要は判断され

たんだという部分もなきにしもあらずかなという

ふうに思つていています。

やはり本筋をこれから追求していくことも引き

続き怠らずお願いをしたいなというところと、今までの外交のやり方の部分についてもぜひ検証を

していただきたいなというふうに私自身お願い申しあげたいというふうに思っています。

さて、本題に入ります。

こちらは法務委員会ですので、尊厳死という

テーマについてよくは伺いたいというふうに思

います。

非常に重たいテーマでございまして、人の生き

死ににかかる部分であり、やはり死生観だった

非常に重たいテーマでございまして、人の生き

死ににかかる部分であり、やはり死生観だった

かかる部分であつて、さまざまに議論のあるところかなというふうに思つています。役所の側で政策的に誘導していくことこれが基本的には不可能な、そういう問題だろうというふうに思つて

います。

そういう観点、そういう問題について、本日、それこそ裏正面から聞いていきたいなというふうに思つております。

尊厳死というのは、みずからの死に方に対する選択という文脈で、自己決定権の一部なんじやないですか。いかというふうに考えられている部分があるかとどうふうに思います。患者の側でみずからの尊厳を確保したまま死を迎えるということ、さらに付随して申し上げますと、自分の望まない治療を受けない、自分が最後まで生き方を決める、こういう人生の生き方の部分が多分にあるのかなというふうに思つていています。

こういつた考え方というところについて、やはり法律家としては、憲法上の権利というところから大上段に構えて議論をする方々も大勢いらっしゃいますけれども、本日、法制局の方にいらっしゃいますけれども、本日、法制局の方にいらっしゃいますけれども、本日、法制局の方にいらっしゃいます。自分の死に方を決定する自己決定権という意味において、これが憲法上どう考えられるのか、憲法上保障されている権利なのかというところからスタートしてまいりた

ふうに思つていています。

問題となる条文は、憲法十三条、幸福追求権だ

というふうに思つてますので、十三条について一般的にどう考えられているのかというところを含めて、御見解をいただければと思います。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

今、死に方に關する自己決定権ということで御質問がございました。

御承知のとおり、憲法第十三条规定されております生命、自由及び幸福追求に対する権利を一

般に幸福追求権と呼んでいると承知しておりますけれども、公共の福祉に反しない限り、立法その

他の国政の上で、最大の尊重が必要とされるとい

う国民の権利であるというふうに承知しております

す。

お尋ねの、死に方に関する自己決定権というのがこうした憲法上の保障される権利に入るかどうかということにつきましては、現段階で、これを一般的に論じた判例があるというふうに私ども承知しておりますんでして、一概に申し上げることはちよつと困難であろうかというふうに思つております。

○椎名委員 ありがとうございます。

類似するという表現が正しいかどうかはちよつと答えを留保しますけれども、輸血拒否事件という事件が以前ございまして、特定の宗教を信じている方が輸血を拒否する、治療行為を拒否する、そういうことで、まさにこの自己決定権、医療に関する、特に治療方針に関する自己決定権というものが争われた件がございます。

これについては、そういった治療方針等について決めることも、一応、最高裁では、人格権の一内容として尊重されるというふうに指摘はされてゐるところかなというふうに思つています。ただ、最高裁自体は、憲法上の権利かどうかというところについては、特段言及をせず、この人格権の一内容として尊重されるべき治療方針に関する自己決定について、医師の側で望まぬ輸血を行つたということで損害賠償を認めていた、そういう事件があつたかというふうに思ひます。

こういつた事件を含めても、憲法上の権利かどうかというところについては種々議論があるところかなというふうには思ひますが、やはり、治療方針を決定する最終的には輸血拒否をすると死ぬ可能性があるので、合意としてですけれども、死に方に関する自己決定というところも含んでいられるかなと私自身は思ひますが、そういうことを述べている、それについては人格権の一内容として尊重される権利であるということは言つてゐるわけですね。

こういつた自己決定というものを考えたときに、患者がまさに望まない治療行為を、医療従事者が患者のことをおもんぱかつて治療行為を中止

したり、樂にしてほしいという意思が患者から示された、また家族から示されたということに応えて、積極的に薬物を投与する等によつて、いわゆる安楽死という表現をするのが正しいかどうかはわかりませんけれども、そういういた行為が今まで問題になつた事例というのが幾つかあるかといふふうに思います。

これは、刑法百九十九条で定める殺人罪だつたり、二百二条で定めるいわゆる囑託殺人だつたり、こういつた罪に医療従事者が問われる可能性があるわけです。患者の自己決定、自分の意思のあらわれとして樂にしてほしいという意思表示をしていたとしても、医療従事者の側で延命治療を中止したり、それから積極的に薬物を投与する等によって、こういつた罪に問われる事態があります。

しかし、事例の中でも、例外的に許容される場合もあるのではないかみたいな基準を出されて、いろいろもござりますけれども、刑事局長の御所見、そういうふうに思ひますけれども、刑事局長の御所見、いうふうに思ひます。

○林政府参考人 今のお指摘に対しても、これまでどのような事例があつたのか、あるいは、それが対して裁判所がどのような判断をしたのかと、いう形でお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、積極的な安楽死と尊厳死に分けまして御説明いたしますが、まず、積極的な安楽死に関する事例としては、東海大学安楽死事件というものがござります。これは、医師であった被告人が、多発性骨髄腫で入院中の患者に対して、家族からの求めに応じて点滴等を外すなどの治療行為を中止し、さらに、すぐに息を引き取らせてほし

ます。強く要請されて、心停止の作用のある塩化カリウム製剤等を注射して死亡させた、こういう事案でございます。

これに対しまして、横浜地方裁判所は、一つに、患者が耐えがたい肉体的苦痛に苦しんでいることは言えない、二つ目には、生命的の短縮を承諾す

る患者の明示の意思表示があるとは言えない、三つに、患者の肉体的苦痛を除去するために方法を尽くし、他に代替手段がないとは言えないなどの判示をして、この事案については殺人罪の成立を認めたものでございます。

もう一つ、尊厳死。すなわち尊厳死は、死への末期症状に至るなどの生命維持装置に頼るほかには延命の方法がない場合に、本人の生前の意思に基づき、そのような処置を施さないか、あるいは、これを取りやめて尊厳のある自然な死につかせること、こういつたものと理解しております。こういつた尊厳死に関する事例といたしましては、医師であつた被告人が、気管支ぜんそくの发作で昏睡状態が続いていた患者に対し、家族から求めに応じて気道確保のために挿入されていた氣管内チューブを抜いたところ、予期に反して患者が苦悶、苦しい呼吸を始めたために、患者に対して筋弛緩剤を投与し死亡させたという川崎協同病院事件というものがございます。

これにつきましては、気管内チューブを抜いた、抜管した行為の違法性につきまして、最高裁判所は、被害者の回復可能性や余命については的確な判断を下せる状況にはなかつたものと認められること、また、抜管を求める、管を抜くことを求めた家族の要請は、適切な情報伝えられた上でなされたものではなく、また被害者の推定の意思に基づくということもできないことから、この

行為を停止する、いわゆる消極的安楽死と表現を係上、やはり認められる可能性というのは非常に低い部分もあるので、こちらについてはまだまだ、もつとずっと大きな議論が必要かなというふうに私自身は思ひていますが、他方で、延命治療行為を停止する、いわゆる消極的安楽死と表現をしたり、いわゆる尊厳死という表現をしたりするこういつた行為については、先ほど御指摘いただいた、刑事局長のお話しされた部分を含めても、こういつた行為については、先ほど御指摘いただいた、刑事局長のお話しされた部分を含めても、理由づけというのもやはりちよつと違う部分もあります。

私の手元にあるのは、川崎協同病院事件ではなくて、同じく東海大学病院事件等でも、治療行為の中止については、患者の自己決定権の理論と、意味のない治療行為を行なうことはもはや義務ではないという医師の治療義務の限界とを根拠に、一定程度の要件のもとに許容されるんじゃないかもしれません大切なことを指摘しているものもあります。治療不可能な病気に入院されている、それから治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在する、そういうふうな話ですね。しかし、治療行為として許容されるかどうかについてを裁判所に委ねると、いうことの難しさというのがやはりあるかといふふうに思ひます。

現実に、ほかにも問題となつた事例はあるわけですけれども、尊厳死に関する議論が大きくなつた事例でいうと、射水市民病院事件という富山の病院の事件ですね。こちらについては、治療行為の中止を行つた医師について、かなり複数回の一説によると五十回以上の取り調べを受けた上で、最終的には起訴されなかつたという事案です

開札からやり直しが行われたというのは事実でございます。

事務当局といたしましては、個別の事案の内容につきまして回答することは差し控えさせていただきたいと思います。

○鈴木(貴)委員 ちなみに、私がさまざま競売についてルールなどもちょっと調べさせていただいだんですけれども、一番札といわれる最高値をつけた入札参加者と基準価格の二〇%以上の差がある入札参加者は失格というルールがあるそうであります。それでいきますと、今回、東京地裁が売却を許可しましたマルナカホールディングスは失格に当たります。マルナカホールディングスは二十二億一千円という、まず一回目、二回目の入札で落札した参加者、大体四十五億以上出しておりますので、そのルールでいきますとマルナカホールディングスは失格に当たります。

東京地裁は、事実、失格の判断を下し、入札の保証金の返却まで行つておられます。が、これは事実でしょうか。

○永野最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。 入札の保証金の返却を行つておられるという事実はあると思いますけれども、ただいま委員の御指摘になられた失格という判断が行われているというふうには承知しておりません。

ただいま委員の御質問の中で出てきたのは、次順位買い受け人の申し出があつたかどうかということです。次順位買い受け人の資格があるかということ、入札人としての失格というのは問題が違うというふうに思います。

○鈴木(貴)委員 今回、私がこの場でこの質問を取り上げさせていただいたのは、債権者であるRCC、整理回収機構を初め民間不動産の鑑定士の皆さんの中でも、この建物の評価額というのは往々にして四十億円から五十億円、こういった評価がついております。しかし、本来であれば三度目の入札をするのかなと思っていたところで、それがされずに開札という制度をとられ、結

果、マルナカホールディングスという会社が二十一億一千万円という、一回目、二回目の約半値以下

の価格で売却が決定された。

そもそも論として、債務の回収額が著しく減るということがわかつてゐるのであれば、より多く

の債務を回収するためにも、三度目の入札をする

という

のが妥当ではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○永野最高裁判所長官代理者 裁判は、職権行使の独立が保障される裁判官により、法と証拠に基づいて行われるものであり、法の定める手続に従つた事件処理が行われるべきものであります。

事務当局としては、個別の事案について、回答は厳に差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○鈴木(貴)委員 最近、新聞を開いてもニュースを見ましても、日本と北朝鮮による局長級の会談が開かれるなど、拉致問題解決へ国民にも大きな期待が広がっている今日かな、このように思つております。今回の朝鮮総連本部競売の件が、日朝交渉、ひいては拉致問題の進展に少なからず影響が及ぼされるのではないか、そういつた危惧をする声も上がつてきている、これもまた事実であると思ひます。

こうした世論、国民の声に対するいかがお考えで、またどのような対応でそういう世論の声に応えていかれるのでしょうか。

○永野最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。 まず、科学的な証拠と非科学的な証拠という、その言葉の意味するところが明らかでないと想いますけれども、いずれにいたしましても、事案に即して、その中の証拠価値判断を厳正に行うと

いうことにならうかと思います。

○鈴木(貴)委員 皆さんもよく御存じだと思いますし、また、きょうも郡議員そして田嶋議員も質問の冒頭に触れていらしゃいましたが、先月の二十七日に、私がずっと取り組ませていただいております袴田巖さんの再審開始の決定が静岡地裁により下されました。しかし、きのうの、それこそこの時間であつたかと思います、大体四時四十分ごろだったかと思うんですけれども、検察は即時抗告を行いました。

繰り返しになりますけれども、事務当局とし

ては、個別の事案についての発言は厳に差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○鈴木(貴)委員 破綻処理にこれまで日本政府とRCC、整理回収機構を初め民間不動産の鑑定士の皆さんの中でも、この建物の評価額というのは往々にして四十億円から五十億円、こういった評価がついております。しかし、本来であれば三度目の入札をするのかなと思っていたところで、それがされずに開札という制度をとられ、結

果、捏造されたものであると疑わざるを得ない状況になつて高値をつけていただいて、より多く回収すべきでないか、また、それがより国民感情にも沿っているのではないかとの観点から、今

回、質問をさせていただきました。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと

思います。

まず、林刑事局長にお尋ねをさせていただきたい

と思います。

○林政府参考人 檿察當局において検察活動を行

うに際しましては、基本的には、法と証拠に基づいて行なわれるものであり、法の定める手続に従つた事件処理が行われるべきものであります。

○鈴木(貴)委員 最近、新聞を開いてもニュースを見ましても、日本と北朝鮮による局長級の会談が開かれるなど、拉致問題解決へ国民にも大きな期待が広がっている今日かな、このように思つております。今回の朝鮮総連本部競売の件が、日朝交渉、ひいては拉致問題の進展に少なからず影響が及ぼされるのではないか、そういつた危惧をする声も上がつてきている、これもまた事実であると思ひます。

○鈴木(貴)委員 皆さんもよく御存じだと思いますし、また、きょうも郡議員そして田嶋議員も質

問の冒頭に触れていらしゃいましたが、先月の二十七日に、私がずっと取り組ませていただいております袴田巖さんの再審開始の決定が静岡地裁

により下されました。しかし、きのうの、それこそこの時間であつたかと思います、大体四時四十分ごろだったかと思うんですけれども、検察は即時抗告を行いました。

ここで改めて林刑事局長にお尋ねをさせていた

だきます。

静岡地裁は、その主文の中で、五点の衣類を科

学的あるいは客観的に分析、検討した結果、捏造されたものであると疑わざるを得ない状況になつて高値をつけていただいて、より多く回収していると断じております。五十ページに書いてあ

りました。そしてまた、この捏造疑惑に対しても、検察官は、現実にはあり得ない空想の产物だとま

で主張をしております。

さまざまに、DNA鑑定、きょう、それこそ午前中の質疑などでも出てまいりました、そういう一つの公的資金を投入してきた、しかも莫大な額を

に広く認められているという上で伺わせていただきますが、検察官側が裁判官のこの言及に対し、科学的あるいは客観的に分析、検討した結果、捏造されたものであると疑わざるを得ない、これまで言及している、このことに対する、なぜ空想の产物だと言い切ることができるのでしょうか。

○林政府参考人 これまでの、再審決定に至るまでの審理の中で、そのような今回の証拠の評価等において請求側と検察側でさまざまな主張がなされた、その上で、今回、静岡地裁において再審開始決定というものがなされたと承知しております。

○鈴木(貴)委員 では、科学的知見に基づいた証拠、そしてまた非科学的知見に基づいた証拠があれば、どちらが重要視されますか。

○林政府参考人 証拠の評価ということでお答えしますが、科学的な証拠と非科学的な証拠という、その言葉の意味するところが明らかでないと想います。

○鈴木(貴)委員 では、科学的知見に基づいた証拠と、その中での証拠価値判断を厳正に行うと

いうことにならうかと思います。

○鈴木(貴)委員 皆さんもよく御存じだと思いますし、また、きょうも郡議員そして田嶋議員も質

問の冒頭に触れていらしゃいましたが、先月の二十七日に、私がずっと取り組ませていただいております袴田巖さんの再審開始の決定が静岡地裁

により下されました。しかし、きのうの、それこそこの時間であつたかと思います、大体四時四十分ごろだったかと思うんですけれども、検察は即時抗告を行いました。

ここで改めて林刑事局長にお尋ねをさせていた

だきます。

静岡地裁は、その主文の中で、五点の衣類を科

学的あるいは客観的に分析、検討した結果、捏造されたものであると疑わざるを得ない状況になつて高値をつけていただいて、より多く回収していると断じております。五十ページに書いてあ

りました。そしてまた、この捏造疑惑に対しても、検察官は、現実にはあり得ない空想の产物だとま

で主張をしております。

○鈴木(貴)委員 きのう、私も静岡地検側が会見も開かずに、たゞ一枚のコメントを出され

ました。

そこには、次席検事のコメント、こうありました。合理的な根拠もないのに警察によつて捏造された疑いがあるとしており承服できないと、会見ではなく紙切れ一枚、コメントで、この大きな、日本じゅうが、いや、世界じゅうが注目しているこの事件に関して、紙切れ一枚で返答をされました。

もう一度申し上げます。本文の中には、五点の衣類は、DNA鑑定という科学的な証拠によつて、袴田の着衣でない蓋然性が高く、犯行着衣でない可能性が十分あることが判明した、これは本文の四十九ページにはつきりと書かれております。また、重ねて申し上げますが、五十ページには、五点の衣類を科学的あるいは客観的に分析、検討した結果、捏造されたものであると疑わざるを得ない状況になると書かれております。

こうしたことを踏まえましても、私だけの声ではないと思うんですけども、もし、捜査当局が法と正義にのつとり、しかるべき捜査活動をしていうのであれば、何ゆえ再審の場でそれを証明しようとしているのでしょうか。なぜ抗告という手続をとるのでしょうか。

○林政府参考人 検察当局におきましては、この静岡地裁における再審開始決定に対しまして、先ほど申し上げましたように、このDNA型鑑定に関する証拠の評価などに問題があると考えられる、また、合理的な根拠もないのに警察によつて捏造された疑いがあるなどとしている点で到底承服できない、そのため、この再審開始決定が法の定める要件を満たすものではないと考えて即時抗告をしたというふうに承知しております。

○鈴木(貴)委員 法と正義にのつとりでかかるべき捜査をされているというのであれば、再審の場で果たすというのも一つ検察に課された使命ではありませんのかな、このように思います。

それこそ、検察というのは公益の代表であると定められているわけですから、そういう観

点で考えれば、今回、四十八年ぶりに空を見られた袴田さんのためにも、検察側は再審という場所で正々堂々と法と正義とのつとつて訴えるべきではないかと思ったのでしょうか。

○林政府参考人 再審請求がありますと、それは、刑事訴訟法の規定に定めた要件に従つて、その要件を満たすときに限つて再審開始の決定ができる、そのようになつておりますけれども、検察当局としては、今回の決定がその刑事訴訟法に定める要件に当たらない、そのように考えていましたところから、今回、即時抗告を申し立てたと承知しております。

○鈴木(貴)委員 今回のいわゆる袴田事件に関しては、国内はもとより、世界じゅうが注目をしておられます。ところが、即時抗告を申し立てたと承知している事件の一つと言つても過言ではないと思います。

○鈴木(貴)委員 今回のいわゆる袴田事件に関する国連の拷問禁止委員会でも話題に上がつております。声明文も出されております。アムネスティも声明文を出しております。ホームページにも袴田さんの件を、そしてまた、袴田さんを自由にと

いう署名活動まで行なわれております。そして、世界各国さまざまな言語によつてニュースとしても配信をされているという点においても、一般的な刑事案件とは非常に異なる性質を持つ事件ではないのかな、このように思つてあります。そういった中で、異例とも言われるこの捜査當局による証拠の捏造まさに警察側に言わせると、非常にプライドを傷つけられる、いや、北海道、南は沖縄まで、全ての地方紙で、この袴田事件に關して、検察は即時抗告をすべきでないのか、特異な一面を持つていると思うんです。北は

○鈴木(貴)委員 この事件というのは、非常に珍しいといいますか、特異な一面を持つていると思うんです。北は

○林政府参考人 特に、私として、このような同種の決定に接したということを、今の時点で知るものではございません。

○鈴木(貴)委員 それが全てだと思うんです。

つまるところ、この本文は、今回のこの事件は異例中の異例なわけであります。林刑事局長ほどのベテランの局長であつても、過去に類を見ない主事が書かれている、発表されている。これは、これが社説リレーという形で特集になつて、ページさえも組まれているんです。先ほども言いましたが、検察が公益の代表者であると定められているわけです。すなわち、国民の声を、世論の声をながしろにする」とは言語道断であると思います。そういう意味から考えても、私は、即時抗告はいたさないでください。何が事実かというものを最後の最後までただしていかなくてはいけないのかな、このように思つてあります。

○林政府参考人 先ほども申し上げましたが、検察當局は、まずは、今回のDNA型鑑定に関する

をさせていただきたいと思います。

林刑事局長が策定から携わられたということ、で、答弁の内容も非常に楽しみに期待をしているところであります。「自己の名譽や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。」このように書いてあります。法と証拠に基づいて適切に捜査、公判維持を行つてると常々、答弁また質問主意書でも返事が返ってきておりますが、つまるところは、検察はミスを犯さない、検察が間違いを犯すことはない、こういうことを言つているのでしょうか。

○鈴木(貴)委員 「検察の理念」におきまして、検察としては、まずは、厳正公平、不偏不党を旨とする要件に当たらない、そのように考へていたことから、今回、即時抗告を申し立てたと承知しております。

○鈴木(貴)委員 今後適切に対処していくといふふうに考えますと今おっしゃられました。繰り返しになりますが、判決文、本文の中で、捜査當局による捏造の疑いがある、そしてまた、捏造されたと考えるのが最も合理的であり、現実的にはほかに考へようがないとも書かれていました。また、このような証拠を捏造する必要と能力を有するのは、恐らく捜査機関をおいてほかにならないと思われるこれまで書かれていました。さらに、あり得ないなどとしてその可能性を否定することは許されない。ここまで書かれている本文を、逆に、林刑事局長、過去に読まれたことはありますでしょうか。

○鈴木(貴)委員 それが全てだと思うんです。

つまり、この主文は、今回のこの事件は異例中の異例なわけであります。林刑事局長ほどのベテランの局長であつても、過去に類を見ない主事が書かれている、発表されている。これは、検察として重きに重きに受けとめてなくてはいけない事実ではないでしょうか。何よりも検察の皆さんのが事実のとうときと重みというものをわかつているのではないでしようか。

今までのやりとりを聞いていても、検察は常に正しく、間違いを起こさない、まさに神がかつたような発言といいますか、姿勢が見受けられるわけです。

改めてお聞きします。林刑事局長、過去に検察は、人間の集まりである検察という組織は、誤り

かつたんでしょうか。

○林政府参考人 先ほどの「検察の理念」におきま

しても、権限の行使のあり方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなつてゐる

かを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである、このようになつております。

○鈴木(貴)委員 まさに、局長のこの答弁そのものに、さまざまなもの、さまざまなメッセージ性があらわれている。それは、何も質問している私だけでなく、こうしたカメラを使って今もこのインターネット中継を見ている国民の皆さんも感じられているのではないかなどと思ひます。

これまで、私が林刑事局長に対して質問をさせていただきました。さまざまなもの、さまざまなメディアの資料も出させていただきました。弁護士から提出をいただいて、これまで明るみにならなかつた証拠も出させていただきました。しかし、林刑事局長の口から、内省する、反省する、検証する、見直しをするといった言葉は一度たりと出てこなかつた。これが現実ではないでしようか。まさにそういつた検察の姿勢が、態度が冤罪を生む温床になつてゐる、こう考えるのが一般論ではないでしようか。それが国民の声ではないでしようか。私は、今ここに国民の代表として立たせていただいているんです。鈴木貴子が質疑者であつたとしても、鈴木貴子の声というのは国民の声である、このように受けとめて、林刑事局長、ぜひとも真摯な答弁をいただきたい、このように切に切に願うものであります。

今のこうしたやりとりからも、改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。検察庁法の第十四条というものであります。検察の自淨作用に期待ができないのならば、検察の責任者である大臣の責任にもつながる、こう考えるを得ないのかななど思ひます。

大臣にお伺いをする前に、林刑事局長にお伺いをさせていただきます。自淨作用がない、自分た

ちはこれだけのことを指摘されても反省をする必要はない、そのような態度をとられ続けるとい

ことは、逆に大臣に責任を転嫁しようとしている

ことじやないか、このように思ふんですが、林刑事局長はどうでしようか。

○林政府参考人 検察当局としましては、あくま

でも刑事訴訟法の規定の再審開始決定の要件を満たすものではないという判断に立つて、即時抗告をしたものと考えております。

○鈴木(貴)委員 私は今、即時抗告だけに、一

点に限つてだけじゃないんです。今、私の持ち時間

では決して足ることはない、さまざまなものまで過去の検察の過ち、また内省すべき点についてお尋ねをしたわけであります。逆に言うのであれば、反省する必要がないのであれば、何ゆえ「検

察の理念」を策定されたのでしょうか。

原点に戻つて、初心に戻つて、一点質問させていただきます。林刑事局長は、どのような背景か

になられたのでしょうか。所信とともにお答えを

いただきたいと思います。

○林政府参考人 この「検察の理念」につきましては、検察の職員が、いかなる状況においても、目

指すべき方向を見失うことなく、使命感を持つて職務に当たるとともに、検察活動の全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続ける

ことができるよう、検察職員に対して、日々の

検察の精神と基本姿勢を示す、こういう目的で定めたものでございます。(発言する者あり)

○鈴木(貴)委員 ありがとうございます。今、私の

耳には、全然内省していないなどいう声が届い

てまいりました。しかし、土屋先生も国民の代表

でありますから、まさにそれが国民の声なんじや

ないでしようか。

今この質問に対しましても、策定をされた張本人みずからが、常に書面を見ながら、下を向きて

いることになつて、指揮権というものを私

は持つてゐるわけですから、未来永劫使うつもりはないとか、それから、今もすぐ抜くぞというよ

うなことは申し上げるつもりはありません。

ただ、今、国民の代表というふうに鈴木委員はおつやつた。検察は公益の代表である、こういふことをさせていただきます。自淨作用がない、自分た

うのは、委員会軽視じやないでしようか。これは、国政調査権を侵害している、侮辱している

と言つても過言ではないんじゃないでしようか。

時間も、五分前という紙もいたしました。大臣にも質問をさせていただきたいと思います。

先ほどちらつと述べさせていただきましたが、

検察庁法の第十四条、検察の権力の横暴、暴挙を防ぐために、必要であれば、大臣がその責任者と

もその自浄作用がある、このように判断をされ

ているか。「検察の理念」というものが、策定されただけで終わらず、しっかりと運用されているの

か。そして、大臣としては検察に對してどのよう

な働きかけをされていくのかをお答えいただけますでしようか。

やはり心構えとして、日に新たに、日々に新た

に、また日に新たなりという気持ちが必要だろう

と思います。そういう気持ちが「検察の理念」に

も書かれているんだろうと思ひますので、それは

よく踏まえてやつていかなければならぬのは当然のことだらうと思います。

それから、今までの議論を拝見しまして、私は

今法務大臣として、静岡地裁の今度の御判断、そ

れぞれの証拠の評価、これについては、行政の場

にいる者としてコメントしようとは思つております。

それから、今までの議論を拝見しまして、私は

まだ局長を初め全ての者に通じるところがあるの

あつた。日々新たに、この言葉は、私も含めて、

また局長を初め全ての者に通じるところがあるの

ではないのかな、このような点と、私としまして

は、やはり法と証拠に基づいてしっかりと今後とも

も審理がなされ、無罪の者が罪に問われることの

なきよう、公正公平で、誰もが安心、安全に生活

できる日本の社会づくりのために、私も今後とも

汗を流してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

それからまた、検察がこの事件でどう行動する

のか、それを私が言えば、いわゆる指揮権を発動

するということになつて、指揮権というものを私

は持つてゐるわけですから、未来永劫使うつもり

はないとか、それから、今もすぐ抜くぞというよ

うなことは申し上げるつもりはありません。

ただ、今、国民の代表というふうに鈴木委員は

うふうにおつしやつた。それで、公益の代表といふのは何かということです。

私は、公益の代表といふのは、こういう局面で

は、法と証拠に基づくことではないかと思ひます。国民の代表、私も国民の代表として今法務省で閣僚をやらせていただいているわけですが、この局面は、国民の代表として、つまり、何らかの民主的運動であるとか、何らかの社会運動であるとか、そういうような国民の声がいろいろあるのは私も承知しておりますが、そういうもの

が、この局面は、まず法と証拠に照らす、

そして、今法務大臣は、最終的にそれが全部否定されてしまうということになつたらそれはいけないじやないかといつて、指揮権というものが認められておりません。

ただで終わらず、しっかりと運用されているの

か。そして、大臣としては検察に對してどのよう

な働きかけをされていくのかをお答えいただけますでしようか。

しかし、今の局面は、まず法と証拠に照らす、

そして、今もいろいろ鈴木委員も御議論されまし

たけれども、証拠の評価が適正であるかどうか、

そういうことをきちっと詰めていく、そういうこ

とが大事ではないかと私は思ひます。

最後に、大臣、真摯な答弁をいただきました大

臣に感謝を申し上げるとともに、その大臣の今

あつた。日々新たに、この言葉は、私も含めて、

また局長を初め全ての者に通じるところがあるの

ではないのかな、このような点と、私としまして

は、やはり法と証拠に基づいてしっかりと今後とも

も審理がなされ、無罪の者が罪に問われることの

なきよう、公正公平で、誰もが安心、安全に生活

できる日本の社会づくりのために、私も今後とも

汗を流してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

それからまた、検察がこの事件でどう行動する

のか、それを私が言えば、いわゆる指揮権を発動

するということになつて、指揮権というものを私

は持つてゐるわけですから、未来永劫使うつもり

はないとか、それから、今もすぐ抜くぞというよ

うなことは申し上げるつもりはありません。

ただ、今、国民の代表というふうに鈴木委員は

おつやつた。検察は公益の代表である、こうい

うふうにおつしやつた。それで、公益の代表といふのは何かということです。

私は、公益の代表といふのは、こういう局面で

は、法と証拠に基づくことではないかと思ひます。国民の代表、私も国民の代表として今法務省で閣僚をやらせていただいているわけですが、この局面は、まず法と証拠に照らす、

そして、今もいろいろ鈴木委員も御議論されまし

たけれども、証拠の評価が適正であるかどうか、

そういうことをきちっと詰めていく、そういうこ

とが大事ではないかと私は思ひます。

最後に、大臣、真摯な答弁をいただきました大

臣に感謝を申し上げるとともに、その大臣の今

あつた。日々新たに、この言葉は、私も含めて、

また局長を初め全ての者に通じるところがあるの

ではないのかな、このような点と、私としまして

は、やはり法と証拠に基づいてしっかりと今後とも

も審理がなされ、無罪の者が罪に問われることの

なきよう、公正公平で、誰もが安心、安全に生活

できる日本の社会づくりのために、私も今後とも

汗を流してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

それからまた、検察がこの事件でどう行動する

のか、それを私が言えば、いわゆる指揮権を発動

するということになつて、指揮権というものを私

は持つてゐるわけですから、未来永劫使うつもり

はないとか、それから、今もすぐ抜くぞというよ

うなことは申し上げるつもりはありません。

ただ、今、国民の代表というふうに鈴木委員は

おつやつた。検察は公益の代表である、こうい

うふうにおつしやつた。それで、公益の代表といふのは何かということです。

私は、公益の代表といふのは、こういう局面で

は、法と証拠に基づくことではないかと思ひます。国民の代表、私も国民の代表として今法務省で閣僚をやらせていただいているわけですが、この局面は、まず法と証拠に照らす、

そして、今もいろいろ鈴木委員も御議論されまし

たけれども、証拠の評価が適正であるかどうか、

そういうことをきちっと詰めていく、そういうこ

とが大事ではないかと私は思ひます。

最後に、大臣、真摯な答弁をいただきました大

臣に感謝を申し上げるとともに、その大臣の今

あつた。日々新たに、この言葉は、私も含めて、

また局長を初め全ての者に通じるところがあるの

ではないのかな、このような点と、私としまして

は、やはり法と証拠に基づいてしっかりと今後とも

も審理がなされ、無罪の者が罪に問われることの

なきよう、公正公平で、誰もが安心、安全に生活

できる日本の社会づくりのために、私も今後とも

汗を流してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

それからまた、検察がこの事件でどう行動する

のか、それを私が言えば、いわゆる指揮権を発動

するということになつて、指揮権というものを私

は持つてゐるわけですから、未来永劫使うつもり

はないとか、それから、今もすぐ抜くぞというよ

うなことは申し上げるつもりはありません。

ただ、今、国民の代表というふうに鈴木委員は

おつやつた。検察は公益の代表である、こうい

うふうにおつしやつた。それで、公益の代表といふのは何かということです。

私は、公益の代表といふのは、こういう局面で

は、法と証拠に基づくことではないかと思ひます。国民の代表、私も国民の代表として今法務省で閣僚をやらせていただいているわけですが、この局面は、まず法と証拠に照らす、

そして、今もいろいろ鈴木委員も御議論されまし

たけれども、証拠の評価が適正であるかどうか、

そういうことをきちっと詰めていく、そういうこ

とが大事ではないかと私は思ひます。

最後に、大臣、真摯な答弁をいただきました大

臣に感謝を申し上げるとともに、その大臣の今

あつた。日々新たに、この言葉は、私も含めて、

また局長を初め全ての者に通じるところがあるの

ではないのかな、このような点と、私としまして

は、やはり法と証拠に基づいてしっかりと今後とも

も審理がなされ、無罪の者が罪に問われることの

なきよう、公正公平で、誰もが安心、安全に生活

できる日本の社会づくりのために、私も今後とも

汗を流してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

それからまた、検察がこの事件でどう行動する

のか、それを私が言えば、いわゆる指揮権を発動

するということになつて、指揮権というものを私

は持つてゐるわけですから、未来永劫使うつもり

はないとか、それから、今もすぐ抜くぞというよ

うなことは申し上げるつもりはありません。

ただ、今、国民の代表というふうに鈴木委員は

おつやつた。検察は公益の代表である、こうい

うふうにおつしやつた。それで、公益の代表といふのは何かということです。

私は、公益の代表といふのは、こういう局面で

は、法と証拠に基づくことではないかと思ひます。国民の代表、私も国民の代表として今法務省で閣僚をやらせていただいているわけですが、この局面は、まず法と証拠に照らす、

そして、今もいろいろ鈴木委員も御議論されまし

たけれども、証拠の評価が適正であるかどうか、

そういうことをきちっと詰めていく、そういうこ

とが大事ではないかと私は思ひます。

最後に、大臣、真摯な答弁をいただきました大

臣に感謝を申し上げるとともに、その大臣の今

あつた。日々新たに、この言葉は、私も含めて、

また局長を初め全ての者に通じるところがあるの

ではないのかな、このような点と、私としまして

は、やはり法と証拠に基づいてしっかりと今後とも

も審理がなされ、無罪の者が罪に問われることの

なきよう、公正公平で、誰もが安心、安全に生活

できる日本の社会づくりのために、私も今後とも

汗を流してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○谷垣國務大臣

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法人の社員は、外国法務弁護士に限るものとし、その名称中には、外国法務弁護士法人といふ文字を使用しなければならないこととしております。

第二に、この法人の業務範囲については、自然人である外国法務弁護士と同様に、外国法に関する法律事務等としております。

第三に、この法人の業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有する

ものとしております。

第四に、この法人は、従たる事務所を設けるこ

とができるものとしております。

第五に、この法人は、自然人である外国法務弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、その指導監督を受けるものとしております。その他、この法人については、弁護士法人とおもね同様の規律とするとともに、

所要の規定の整備を行っております。

以上が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○江崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

「第四節 外国法務弁護士の懲戒

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次

目次中、「業務及び監督」を「及び業務」に、

第一款 懲戒の処分(第五十一条—第五十四条)

第二款 外国法務弁護士懲戒委員会及び外国法

第五章 外国法務弁護士法人(第五十条の

第六章 懲戒

第一節 懲戒の処分(第五十一条—第五十四条)

第二節 外国法務弁護士懲戒委員会及び外

二一第五十条の十三)

条)

事務弁護士綱紀委員会(第五十五条—第五十八条)

国法務弁護士綱紀委員会(第五十五条—第五十八条)

章」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改める。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 外国法務弁護士法人 外国法に関する法律事務(外国において効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第五十条の五第一項において同じ。)を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法務弁護士が設立した法人をいう。

第二条第十五号中「外国法務弁護士」の下に「又は外国法務弁護士法人」を加える。

第五条の二第一項中「この条及び第六十三条第四号において」を削り、同項に次の一号を加える。

三 外国法務弁護士法人(原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る。)

第五条の三中「第五十八条の二において」を以下に改める。

第十条第二項中「又は外国法務弁護士法人」に、「又は当該外国法務弁護士」を、「当該外国法務弁護士又は当該外国法務弁護士法人」に改める。

第五条の三中「第五十八条の二において」を以下に改める。

第十一条第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号中「外国法務弁護士」の下に「及び外国法務弁護士法人」を加える。

第五十二条第一項中「外国法務弁護士は」を「外国法務弁護士及び外国法務弁護士法人は」に、「外国法務弁護士に」を「外国法務弁護士若しくは外国法務弁護士法人に」に改める。

第五十二条第一項中「懲戒」を「外国法務弁護士法人に対する懲戒」に改め、同条に次の二号を加える。

2 外国法務弁護士法人に対する懲戒は、次の二号を加える。

第五章を第七章とする。

第五十二条第一項中「外国法務弁護士は」を「外国法務弁護士及び外国法務弁護士法人は」に、「外国法務弁護士に」を「外国法務弁護士若しくは外国法務弁護士法人に」に改める。

第五十二条第一項中「懲戒」を「外国法務弁護士法人に対する懲戒」に改め、同条に次の二号を加える。

2 外国法務弁護士法人に対する懲戒は、次の二号を加える。

第五十二条第一項中「外国法務弁護士は」を「外国法務弁護士及び外国法務弁護士法人は」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第五号中「外国法務弁護士」の下に「及び外国法務弁護士法人」を加える。

第五十二条第一項各号中「外国法務弁護士」の下に「又は外国法務弁護士法人を加え、同条第三項中「弁護士」を「外国法務弁護士法人」を加え、同条第三項中「外国法務弁護士に」を「外国

弁護士」に改める。

第五十条第一項中「同法」を「同法第十五条第六号から第九号までの規定中「規定する法人」とあ

るのは「規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第三号の二に規定する外国法務弁護士法人」と、同法に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第六十五条中「第二十六条」の下に「又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十二」を加える。

第六十六条条中「第五十条」の下に「又は第五十条の十三第二項」を加える。

第六章を第八章とする。

第五十八条の二ただし書中「第五十二条第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」を「第五十七号第一項第二号」に改める。

第六十二条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法務弁護士でない」を「外国法務弁護士又は外国法務弁護士法人でない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 外国法務弁護士法人ではない者は、その名称中に外国法務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第五章を第七章とする。

第五十二条第一項中「外国法務弁護士は」を「外国法務弁護士及び外国法務弁護士法人は」に、「外国法務弁護士に」を「外国法務弁護士若しくは外国法務弁護士法人に」に改める。

第五十二条第一項中「懲戒」を「外国法務弁護士法人に対する懲戒」に改め、同条に次の二号を加える。

2 外国法務弁護士法人に対する懲戒は、次の二号を加える。

第五十二条第一項中「外国法務弁護士は」を「外国法務弁護士及び外国法務弁護士法人は」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第五号中「外国法務弁護士」の下に「及び外国法務弁護士法人」を加える。

第五十二条第一項各号中「外国法務弁護士」の下に「又は外国法務弁護士法人を加え、同条第三項中「弁護士」を「外国法務弁護士法人」を加え、同条第三項中「外国法務弁護士に」を「外国

	<p>法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第四項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加え、同条第八項中「第一項又は」を「第一項若しくは」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「若しくは外国法事務弁護士法人」を加える。</p> <p>第五十四条中「弁護士法」を「弁護士法第五十七条の二第一項の規定は懲戒を受けた外国法事務弁護士法人について、同法に改め、「外国法事務弁護士」の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加え、同条に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、同法第五十七条の二第一項並びに第六十二条第二項及び第四項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項及び同条第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章第四節第二款の款名を削る。</p> <p>第五十五条第二項中「外国法事務弁護士法人の」に改め、同条の前に次の節名を付する。</p> <p>第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会</p> <p>第五十七条第一項中「外国法事務弁護士に」を「外国法事務弁護士法人の社員」を加え、同条第三項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第一項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士法人」に改める。</p> <p>第四章第四節の節名及び同節第一款の款名を削る。</p> <p>第五章 外国法事務弁護士法人 (設立)</p>
	<p>第五十条の三 外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならない。 (社員の資格)</p> <p>第五十条の四 外国法事務弁護士法人の社員は、 　　1　　外国法事務弁護士でなければならない。 　　2　　次に掲げる者は、社員となることができない。 　　　(社員の資格)</p>
	<p>第五十一条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者</p> <p>二 第五十一条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年を経過しないもの</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第五十条の五 外国法事務弁護士法人は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、外国法に関する法律事務を行はばか、定款で定めることにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、次に掲げる業務を行うことには、この限りでない。</p> <p>一 第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務</p> <p>二 国内において効力を有し、又は有した法に含まれる条約その他の国際法を除く。の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明</p>
2	<p>第五十条の六 外国法事務弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする外国法事務弁護士が、定款を定めなければならない。 (設立の手続)</p> <p>第五十条の七 外国法事務弁護士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在する地域の弁護士会(一個以上の弁護士会があるときは、当該外国法事務弁護士法人が定款に記載した弁護士会)及び日本弁護士連合会への入会及び退会</p> <p>二 第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同条第二項中「の会員となる」とあるのは「に入会するものとすると」と読み替えるものとする。 (業務の執行)</p> <p>第五十条の八 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、次に掲げる業務を執行する。</p> <p>一 当該社員の原資格国法に関する法律事務(第三条第一項各号に掲げる法律事務を除く。)</p> <p>二 国際仲裁事件の手続についての代理</p> <p>三 業務を執行する社員は、前項に規定するものと明示</p>

あるのは「当該社員」と、第四十九条の五中「外国法務弁護士法人の主たる事務所」とあるのは「外国法事務弁護士法人の主たる事務所」と、「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人又は弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては」と、「限る。以下この条において同じ」とあるのは「限る」と、「事務所」とあるのは「事務所(弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。)」と読み替えるものとする。

(業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第五十条の十一 外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外國法事務弁護士法人が自己の業務の範囲を超える法律事務を行うことに関与した弁護士又は外國法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 外國法事務弁護士法人は、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外國法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外國法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものとの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外国法共同事業における不当関与の禁止)
第五十条の十二 外國法共同事業を営む外國法事務弁護士法人は、当該外國法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外國法事務弁護士法人の業務の範囲を超えて

える法律事務に当たるもののが取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

2 外國法共同事業を営む外國法事務弁護士法人の社員は、当該外國法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるもののが取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外國法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等)

第五十条の十三 第四十二条並びに第四十九条の三第一項、第三項、第五項及び第七項の規定は、外國法事務弁護士法人について準用する。

2 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条まで、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の十一まで、第三十条の十三から第三十条の十八

六まで、第三十条の十七本文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外國法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務所」とあるのは

「事務所」と、同法第三十条の十八第四号及び第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使用者である外國法事務弁護士」と、同法第三十条の二十二第五号中「第十一條」とあるのは

「外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と、同法第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十五条」とあるのは「外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二条第一項第二号」と、「第十三条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第三十二条第一項第二号」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第六号中「第五十六条又は第

3 弁護士法第七十二条及び第七十四条第二項の規定は、外國法事務弁護士法人には適用しない。

第六章 懲戒

第一節 懲戒の処分

本則に次の四条を加える。

第六十九条 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 外國法事務弁護士法人の社員又は使用者である外國法事務弁護士が、その外國法事務弁護士法人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その外國法事務弁護士法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第六十三条 同条の罰金刑

二 第六十五条(第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十に係る部分に限る。)三百六十円以下の罰金刑

三 第六十六条(第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条に係る部分に限る。)三百六十円以下の罰金刑

四 第五十五条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して準用手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十条の十二第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して

反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百五十二条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

三 第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、外國法事務弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第五十五条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十二条第一項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計

帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 第五十五条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して準用手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十条の十二第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して

護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十二条第一項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (特定商取引に関する法律の一部改正)
特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項第七号中「第五条の三に規定する役務の提供」の下に「及び同法第一条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十条の五に規定する役務の提供」を加える。

3 (犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十二号中「弁護士法人」の下に「(外国法事務弁護士法人を含む。)」を加える。

理 由

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年四月十五日印刷

平成二十六年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

D